

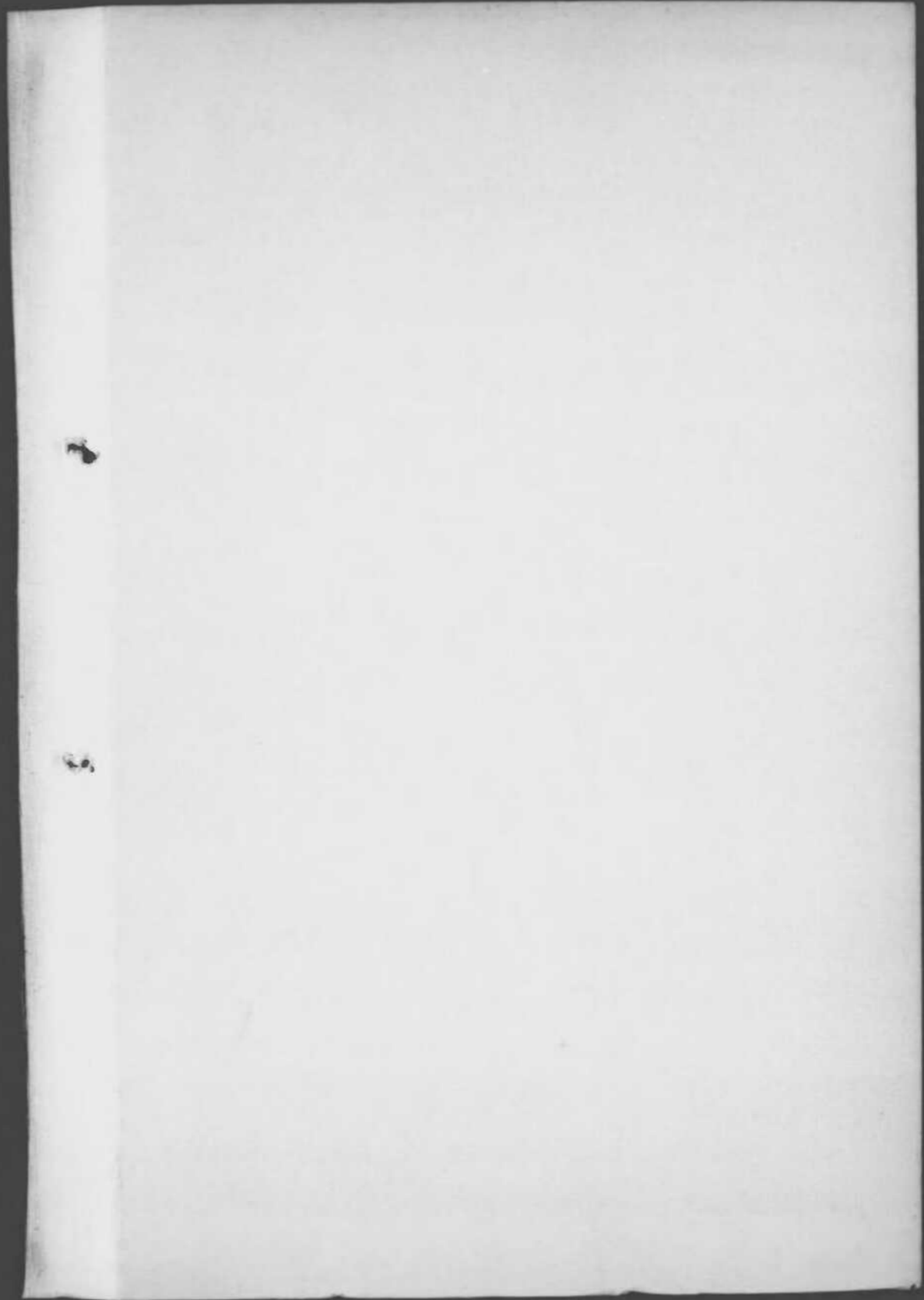


昭和十八年

民間無診査保険制度

国立公文書館	
分類	省 政 部 ④7
排架番号	3 A
	6-2
	664

664



23

18年2月15日

發	校	詳
送	合	書

昭和
2.16

18.2.16

大臣

次官

伺

決裁後五位彦

局長 保
課長 崇

無診査保險ノ實施ニ關スル件

大藏省監理局長ヨリ生命保險會社ノ無診査

431
8.2.15

保險制度（保險金一千円以上三十円以下）創設ニ關シ
當局意見未照有之候處一千円以下、無診
査保險ハ簡易生命保險法ニ違反スルノミナラス
當局ニ於テハ豫ニ簡易生命保險制度、擴充ニ
關シ考究中ノ次第之有之候間生命保險會
社ニ對シ無診査保險ヲ認可スルニ當リテハ此等ノ

（共第四〇號ノ二）十一、三 五洋銀

点ヲ考慮相成度旨左案ニ依リ回答ノ
コトニ致度

仰高裁

案示

年 月 日

簡易保險局長名

藏省監理局長 相馬敏夫宛

無診査保険の實施に關する件

標記の件に關し二月一日付藏監秘第一號
と以て御來照有之候處簡易生命保險は現
在保險金額一千圓以下の無診査保險を
點とその特質と致候候へども當局に於ては
現下の經濟狀態よりして同制度と更に擴
充すべく豫て考究中の次第も有之生命

保險會社（右社）無診査保險案（を認可するに當りては）の處理に關し
下左記諸項御承知の上慎重御措置
相成度候

記

一當局に於ては簡易生命保險の保險金額は
一件千圓以下とするも同一被保險者に付
數個の契約を以て千圓を越ゆることを

保險會社簡易生命保險局

認むる様或るべく速かに改むべく考究
中なること

二、保険金一千圓の無診査保険は簡易生
命保険法に依り政府の獨占とする處
なるを以て生命保険會社に於て契
約し得ざること

三、生命保険會社として一千圓以下の有

診査保険とも契約せしめざると適當
とすること

四、前各條の「千圓」なる金額は經
濟情勢の變動等に伴ひ
變更を加ふることあるべきこと

在
陸
軍
部
兵
隊
支
出
簿

陸軍部兵隊支出簿

大日本帝國政府

藏監秘第一號

昭和十八年二月一日

大藏省監理局長 相馬 敏

逕信省簡易保險局長殿



無診查保險ノ實施ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ生命保險統制會ヨリ別紙要綱ニ依リ實施方向統制會々
員會社ニ對シ指示致度趣ヲ以テ當局内意伺出有之別段支障無之被認候
處貴見承知致度此段及照會候也

追而右要綱ニ關シテハ細目ノ點ニ付今後若干變更アルヤモ知レザル
ニ付右爲念申添候

局長 印了

裏面白紙

大日本帝國政府



養老保險制度要綱

一、被保險者ノ範圍

加入シ得ル者ノ年齢ハ男女共七才ヨリ五十五才迄トス但シ二十年、二十五年及三十年満期保險ニ在リテハ七才ヨリ四十五才迄トス

二、保險期間

十年、十五年、二十年、二十五年及三十年満期保險トス

三、保險金額

一社被保險者一人ニ付一ケ年三千圓迄トス
最低保證金ハ一ケ年一千圓トス

裏面白紙

大日本帝國政府

以被保險者ノ選擇

會社ハ被保險者及保費契約者ヨリ被保險者ガ最近一年以内ニ生
命保險契約ヲ締結シタルコト或ハ生命保險會社ヨリ再診、延期
又ハ不成立ノ取扱トテ受ケタルコトノ有無及ビ現在治療中ナリ
ヤ或ハ最近二ケ年以内ニ一ケ月以上ノ治療ヲ受ケタルコトノ有
無ニ關シ告知ヲ受ケテ選擇ヲ行フ

其保費金ノ支拂

保費金ハ保費期間内ニ被保險者死亡シタルトキ及保費期間満了
ノ日迄生存シタルトキ支拂フモノトス

但シ(1)被保險者ガ保費契約締結後十年及十五年滿期保費ニ在リ
テハ二年以内ニ、二十年、二十五年及三十年滿期保費ニ在リテ

裏面白紙

大日本帝國政府

ハ三年以内ニ戦争若ハ變亂、災害又ハ傳染病康防法第一條第一項ノ傳染病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ保險金ニ左ノ割合ヲ乗ジタル金額ヲ支拂フモノトス

	第一年度	第二年度	第三年度
十年満期	・一ニ〇	・五〇〇	
十五年満期	・〇八〇	・五〇〇	
二十年満期	・〇六〇	・一ニ〇	・五〇〇
二十五年満期	・〇六〇	・一ニ〇	・五〇〇
三十年満期	・〇六〇	・一ニ〇	・五〇〇

(2) 戦争又ハ變亂ニ因リテ死亡シタル者ノ保險金ノ支拂ニ付テハ一歳ノ生前保費ト同様ニ取扱フモノトス

裏面白紙

大日本帝國政府

大保險契約ニ對スル利益金ノ分配

保險配當附トシ本保險開始後五箇日ノ事業年度末及其ノ後ノ五
事業年度末毎ニ過去ノ買入ニ基キ利益配當金ヲ定メ現金ニテ配
當ヲ行フ但シ之ヲ受クルコトヲ得ルモノハ契約締結後滿三年以
上経過シタル契約ニ限ル

前項ノ利益配當支拂期ノ中途ニ於テ解約又ハ死亡事故ノ發生シ
タル契約ニ對シテハ配當ヲ行ハザルモノトス

セ保險料及事務任準備金算出ノ基礎

(一) 保險料

イ 確定死亡率

内閣統計局第六表死亡率ノ男子死亡率ノ八〇%ト女子死亡率ノ

裏面白紙

大日本帝國政府

二〇%ヲ加ヘタル死亡率ヲ基準トシ之ヲ更ニ次ノ細ク増シタ
ルモノヲ使用ス

削減期間經過後ノ最初ノ年度ノ死亡指數チ一五〇%トシ逐次削
増ヲ適度セシメ六十五才ノ死亡指數ガ一〇〇%トナル細ク死亡
率ヲ變更ス

(四) 豫定利率

年三分五厘

(五) 豫定事業費率

新契約費 新契約千圓ニ對シ 二十三圓

維持費 契約高千圓ニ對シ 二圓五十錢

集金費 保険料ノ三分

裏面白紙

大日本帝國政府

三 保險料ノ單位

保險料ハ保險金千圓ニ付年拂ハ圓單位、半年拂ハ五十圓三ヶ月拂及月拂ハ十圓單位トス

四 責任準備金

責任準備金ノ計算ハ充足保險料式トス

ハ其ノ他

一 契約ノ復活

失致後一年以内ノ復活ハ之ヲ認ム此ノ場合ニ於テハ新契約ノ場合ニ準ズル補償條件ヲ附スモノトシ若シ右補償期間内ニ死亡事故發生シタルトキハ復活ノ效力發生ノ際ニ於ケル責任準備金ニ當該補償金額ヲ加ヘタル金額ヲ支拂フモノトス但シ此ノ合計額

裏面白紙

大日本帝國政府

ガ保險金ヲ超ユル場合ハ保險金ヲ支拂フモノトス

(四) 死亡後ノ保險料

死亡後ノ保險料未收分ハ徵收セズ

(五) 保險料拂込方法

保險料拂込方法ハ年拂、半年拂、三ヶ月拂及月拂トシ前項ハ之ヲ認ム

(六) 效力ノ延長

自働振替ヲ採用シ拂済證書、延長定期保險ハ之ヲ行ハズ

(七) 現行保險種類トノ關係

現行保險種類ト併用スルモノトス

(八) 保險料、約款其他

裏面白紙

大日本帝國政府

各社同一トス（年補營業保險料ノ實際値別表ヲ如シ）

以上

備考

本保險ノ實施如何ハ各社ノ自由トス

裏面白紙

大日本帝國政府

比較費率表

無診費 世帯二社(日本、千代田)平均 國保

10			
40	96.00	96.14	
45	98.00	98.63	
50	101.00	102.71	
55	105.00	109.51	
15			
40	64.00	63.62	65.48
45	67.00	66.90	68.75
50	70.00	72.18	73.53
55	76.00	80.54	80.85
20			
7	43.00		
10	44.00	43.01	44.72
15	45.00	44.71	46.41
20	45.00	44.91	46.03
25	45.00	44.66	45.28
30	45.00	44.77	45.28
35	45.00	46.06	46.61
40	48.00	46.54	49.11
45	51.00	52.69	53.11
50			

裏面白紙

大口

大日本帝國政府

25			
7	34.00		
10	35.00	33.63	
15	36.00	35.16	
20	36.00	35.42	
25	36.00	35.28	
30	36.00	35.75	
35	38.00	37.50	
40	40.00	40.64	
45	45.00	45.72	
30			
7	28.00		
10	29.00	27.62	27.99
15	30.00	29.05	29.26
20	30.00	29.39	29.10
25	30.00	29.37	28.72
30	31.00	30.35	29.57
35	33.00	32.61	31.70
40	36.00	36.45	35.26
45	40.00	42.43	

備考
若干 變更アル見込

裏面白紙

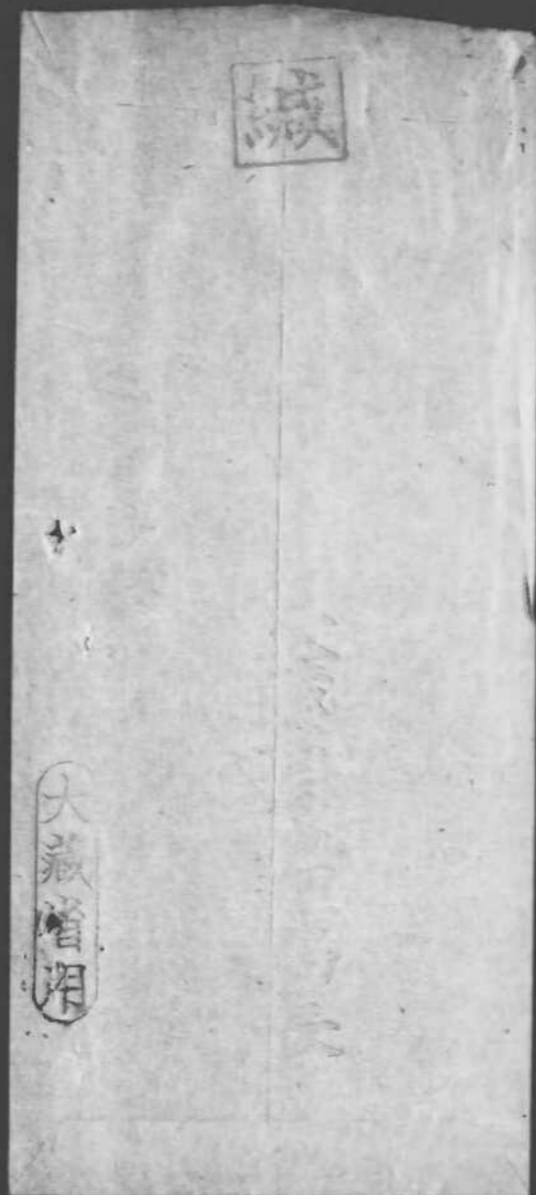
渡信省簡易保險局長殿

葉の理長

一本使

親展

在中物なし



在中物なし

二

18年7月15日

保業第

發送	校合	淨書
----	----	----

局長

課長

係長

(Handwritten mark)

(Handwritten mark)

簡易保険局

(Seal)

供
覽

簡易保険最高制限額引上、要望ニ関スル件

右ニ関シ、之ノ程度迄引上、方別紙ノ通申書

百之ナルニ付

供
高
覽

申告者

京都府早治郡

東宇治町大字五ヶ庄

松本平太郎

申告要旨

簡易保険金額千円ハ時節柄小題ニ付
之千円程度迄増額セラレラシ



きかは便郵

東京
簡易保険局

調査へ

御中

京都府京都市
東区船場町大倉五丁目
杉本平吉郎

20

簡易保険令類
中因下小水時首柄
十種ノ探ノ思ハ
三月内任事ニ付類
シテ項ナキハ思ハ

18年3月7日

18
3.18 発送

保業第 29 號

發送	校合	淨家
----	----	----

通信局貯蓄担当部長
 台湾總督府交通局通信部長
 関東通信官署通信局長
 樺太庁交通部長、南洋庁交通部長

宛

安未

局、業務課長

年月日

局長

[Signature]

課長

右 規程運轉係長

業了知

係長

右

調法業監

[Seals]

簡易保険局

了	了
了	了

無審査保険ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ大藏省監理局長ヨリ別紙ノ通
通報有之候條御了知相成度候

乙

18年3月7日

號		
號		
發送	校合	淨書



大臣

次官



供

見

局長



課長



無審査保險ニ関スル件
 標記ノ件ニ関シ大藏省監理局長ヨリ別紙ノ通連報
 有之タルニ付
 供高見

商局

裏面白紙

大日本帝國政府

藏第四三七號

昭和十八年三月十二日

大藏省監理局長 相馬 敏

逕信省簡易保險局長 殿

無診査保險ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ生命保險統制會理事長暉道文藝ヨリ別紙(一)ノ通申請有
之候ニ付別紙(二)ノ通承認致候條御了知相成度



裏面白紙

寫

大日本帝國政府

別紙(一)

承認申請書

無診查保險ニ關シ別紙無診查保險制度要綱ニ基キ當統制會會員會社ニ對シ當統制會統制規程第五號第一條ノ規定ニ依ル指示致度候ニ付何卒御承認度理由書相添へ此段及申請候也
昭和十八年二月四日

生命保險統制會
理事長 峰 道 文 藝 團

大藏大臣 賀 屋 興 宣 殿

此の通り無診查保險ニ關シ別紙無診查保險制度要綱ニ基キ當統制會會員會社ニ對シ當統制會統制規程第五號第一條ノ規定ニ依ル指示致度候ニ付何卒御承認度理由書相添へ此段及申請候也
昭和十八年二月四日

裏面白紙

大日本帝國政府

理由書

戰時下緊要ナル國民貯蓄ノ增強ニ資スベク保險部門ニ於ケル新分野ヲ開拓シ大ニ生命保險ニ依ル資金ノ蓄積ニ務ムルト共ニ近時人的資源殊ニ診査醫關係ノ手不足ニ依リ新契約締結ニ際スル事務的不圓滑ヲ可及的補ヒ以テ保險事業ノ一層ノ發展ヲ圖ル爲本制度要綱案ヲ立案シタル次第ナリ

裏面白紙

無診査保険制度要綱

一、被保険者ノ範圍

加入シ得ル者ノ年齢ハ男女共七才ヨリ五十三才迄トス但シ二十年、二十五年及三十年満期保険ニ在リテハ七才ヨリ四十五才迄トス

二、保険期間

十年、十五年、二十年、二十五年及三十年満期保険トス

三、保険金額

一社被保険者一人ニ付一ケ年三千圓^{以下トス}但一件一ケ年以下トス

四、被保険者ノ選擇

會社ハ被保険者及保險契約者ヨリ被保險者ガ最近一年以内ニ生命保險契約ヲ締結シタルコト或ハ生命保險會社ヨリ再診、延期又ハ不成立ノ取扱ヒヲ受ケタルコトノ有無及ビ現在醫寮中ナリヤ或ハ最近二ケ年以内ニ一ケ月以上ノ醫療ヲ受ケタルコトノ有無ニ關シ告知ヲ受ケテ選擇ヲ行フ

五、保険金ノ支拂

保險金ハ保險期間内ニ被保險者死亡シタルトキ及保險期間満了ノ日迄生存シタルトキ支拂フモノトス
但シ(1)被保險者ガ保險契約締結後十年及十五年満期保険ニ在リテハ二年以内ニ、二十年、二十五年及三十年満期保険ニ在リテハ三年以内ニ戦争若ハ變亂、災害又ハ傳染病預防法第一條第一項ノ傳染病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ保險金ニ左ノ割合ヲ乗ジタル金額ヲ支拂フモノトス

	第一年度	第二年度	第三年度
十年満期	・一・二〇	・五〇〇	
十五年満期	・〇・八〇	・五〇〇	
二十年満期	・〇・六〇	・一・二〇	・五〇〇
二十五年満期	・〇・六〇	・一・二〇	・五〇〇
三十年満期	・〇・六〇	・一・二〇	・五〇〇

(5) 戦争又ハ變亂ニ因リテ死亡シタル者ノ保險金ノ支拂ニ付テハ一般ノ生命保險ト同様ニ取扱フモノトス

六 保險契約ニ對スル利益金ノ分配

利益配當附トシ本保險開始後五回目ノ事業年度末及其ノ後ノ五事業年度末毎ニ過去ノ実績ニ基キ利益配當金ヲ定メ現金ニテ配當ヲ行フ所シ之ヲ受クルコトヲ得ルモノハ契約締結後滿三年以上経過シタル契約ニ限ル

前項ノ利益配當支拂期ノ中途ニ於テ締結又ハ死亡事故ノ發生シタル契約ニ對シテハ配當ヲ行ハザルモノトス

七 保險料及責任準備金算出ノ基礎

(一) 保險料

(1) 豫定死亡率

内閣統計局第六表死亡率ノ男子死亡率ノ八〇%ト女子死亡率ノ二〇%ヲ加ヘタル死亡率ヲ基準トシ之ヲ更ニ次ノ如ク増シタルモノヲ使用ス
 削減期間經過後ノ最初ノ年度ノ死亡指數ヲ一五〇%トシ逐次増進ヲ選定セシメ六十五才ノ死亡指數ガ一〇〇%トナル如ク死亡率ヲ變更ス

(2) 豫定利率

年三分五厘

④ 協定事業費率

新契約費 新契約千圓ニ對シ 二十三圓
維持費 契約高千圓ニ對シ 二圓五十錢
集金費 保険料ノ三分

⑤ 保険料ノ單位

保険料ハ保險金千圓ニ付年拂ハ圓單位、半年拂ハ五十錢三ヶ月拂及月拂ハ十錢單位トス

⑥ 責任準備金

責任準備金ノ計算ハ充足保險料式トス

八 其ノ他

⑦ 契約ノ復活

失効後一年以内ノ復活ハ之ヲ認ム此ノ場合ニ於テハ新契約ノ場合ニ準ズル削減條件ヲ附スモノトシ若シ

右削減期間内ニ死亡事故發生シタルトキハ復活ノ效力發生ノ際ニ於ケル責任準備金ニ當該削減金額ヲ加ヘタル金額ヲ支拂フモノトス但シ此ノ合計額ガ保險金ヲ超ユル場合ハ保險金ヲ支拂フモノトス

⑧ 死亡後ノ保険料

死亡後ノ保険料未收分ハ徴收セズ

⑨ 保険料拂込方法

保険料拂込方法ハ年拂、半年拂、三ヶ月拂及月拂トシ前預ハ之ヲ認ム

⑩ 效力ノ延長

自働振替ヲ採用シ、拂済證券、延長定期保險ハ之ヲ行ハズ

⑪ 現行保險種類トノ關係

裏面白紙

現行保險種類ト併用スルモノトス

ニ保險料、約款其他

各社同一トス（年務營業保險料ノ實際値別表ノ如シ）

以上

備考

本保險ノ實施如何ハ各社ノ自由トス

トス

15

無 診 差 保 險
年 捐 營 業 保 險 料

(對保額金100000)單位圓

年 捐 營 業 保 險 料	10	15	20	25	30
7才	93	60	44	35	29
8	93	60	44	35	29
9	93	60	44	35	29
10	93	60	44	35	29
11	94	61	44	35	29
12	94	61	45	36	30
13	95	62	45	36	30
14	95	62	45	36	30
15	95	62	45	36	30
16	95	62	45	36	30
17	95	62	45	36	30
18	95	62	45	36	30
19	95	62	45	36	30
20	96	62	45	36	30
21	96	63	46	37	31
22	96	63	46	37	31
23	96	63	46	37	31
24	96	63	46	37	31
25	96	63	46	37	31

裏面白紙

26	96	65	46	37	31
27	96	65	46	37	31
28	96	63	46	37	31
29	96	65	46	37	31
30	96	63	46	37	31
31	96	63	46	37	31
32	96	63	46	37	32
33	96	63	46	37	32
34	96	63	46	38	33
35	96	63	46	38	33
36	96	63	47	38	34
37	96	63	47	39	34
38	96	64	47	39	35
39	96	64	48	40	35
40	97	64	48	40	36
41	97	65	49	41	37
42	97	65	49	42	38
43	98	66	50	43	39
44	98	66	51	44	40
45	99	67	52	45	41
46	99	68			
47	100	69			
48	100	70			
49	101	71			

裏面白紙

50	101	72
51	102	73
52	103	74
53	104	75
54	105	76
55	106	77

裏面白紙

寫

大日本帝國政府

別紙仁

藏監第
四三七號

昭和十八年二月四日附申請生命保險統制會統制規程第五號第一條ノ規定ニ依ル無診査保險ニ關スル指示ノ件承認ス
昭和十八年三月十二日

生命保險統制會

理事長 磯道文 養

大藏大臣 賀 興 宣 團

裏面白紙

通信事務

保險院簡易保險局

納中府 一十・五十 (乙庚別六第)

26

無
訂
重
保
際
之
間
之
間
生
日
石
蓮
命
長
子
信
書

通信事務

至急

親展

簡易保險局長
田倉八郎殿

業務部長へ

6/15 田倉



封筒在中物



名古屋通信長
生田武夫

封筒在中物

封筒在中物

本件先分研は九ノコト

(5)

拝啓

本年も冬冬一日を刺すのみと
相成り何れと申察察の事一と
被存候

極最近の大段毎日新少に依れば
目下保債統制令に於ては國民
貯蓄増強の見地より無診査
保険即ち簡易保険法に觸れ
ざる限る以上の簡易保険を各社
を以て經營せむべく成業を急ぐ
所り遅も明春頃には正式に
大藏省に認可申請を為すの
豫定なりと報道せられたり候處

大藏省に認可申請を爲すの
豫定ありと報道せられたり候處
民間の無診査保険計画に對しては
簡易保険當局とて從來反對の
立場を持し 先年商工省當局
にも其旨申入あり 將來認可
申請に接し乍らときは 簡易保
險局に依議すべきことに交渉成立
致する筈に有之候 従つて大藏
省監理局に於ても 當然首局に協
議するものと存し 候へ共私見とては
此の際從來の反對的意見或殊等
するよりも寧ろ簡易保険局に於ても
一定限度以下(例之一万円)の普通
生命保険を併營することとて
之が所要法律を今期又は来期
議會に提出する事を條件として

之が所要法律と今期又は来期
議會上提出する事を條件として
賛成して官民両軍業相抱き
野黨及厚生國策に努力する
事とするを最も賢明の方途と
思ふべきは身に有之候

而してこの場合之が診を棒刺には
相諾所診療所簡易保険醫等を
利用し得べし又契約條件は最も
道歩せざるものを採用し可及的低率
の保険料を設定する必要あるは
勿論にて約款に付するは小生の研究
したるものも有之候

免に再此の際先手を打ち返す
將來普通保険併營の法律案
提出の件を留^係置致し置るは絶對

免に再此の際先手を打ち返す
將來本普通保險併當の法律業
提当件を留^保棄致し置るは絶對
肝要なり被存候條而是^にを
右申進め候

可下折再而自愛事之に祈上候
早々

昭和十七年十月三十日

名古屋通信局長
生田武夫

簡易保險局長
田倉八郎殿

裏面白紙

裏面白紙

因

大花有監理局長

見同監理局長

此

保以(保以) 意見

保以(保以) 意見

保以(保以) 意見

保以(保以) 意見

保以(保以) 意見

保以(保以) 意見

二書

七、死者監理局を相馬敏夫宛

高橋保隆宛

昭和十八年三月十三日

無診査保険の實施に關する件

標記の件に關し二月一日付藏監秘第一號を以て御來照有之候が簡易生命保險は過去數度の最高保險金額引上げに因り現在保險金額一千元以下の無診査保險なる點をその特質と致居候へども當局に於ては現下の經濟狀態よりして同制度を更に擴充すべく諒て考究中の次第も有之由は貯蓄職線の統一上民間生命保險會社の無診査保險案の處理に關しては左記諸項御承知の上慎重御考慮相成度候

記

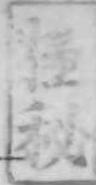
2 一、保險金一千元の無診査保險は簡易生命保險法に依り政府の獨占とする處なるを以て生命保險會社に於て契約し得ざること

3 二、生命保險會社をして一千元以下の有診査保險をも契約せしめざるを適當とすること

三、當局に於ては簡易生命保險の保險金は一件千圓以下とするも同一被保險者に付數個の契約を以て千圓を超ゆることを認むる様成るべく速かに改むべく考究中なること

4 四、前各號の「千圓」なる金額は經濟情勢の著しき變動等に伴ひ變更を加ふることあるべきこと

大日本帝國政府



兼診査ノ保險制度要綱

一八二二
大正九年四月三十日

一、被保險者ノ範圍

加入シ得ル者ノ年齢ハ男女共七才ヨリ五十五才迄トス但シ二十年、二十五年及三十年滿期保險ニ在リテハ七才ヨリ四十五才迄トス

二、保險期間

十年、十五年、二十年、二十五年及三十年滿期保險トス

三、保險金額

一社保險者一人ニ付一ケ年三千圓迄トス
最近保險金ハ一ケ年一千圓トス

裏面白紙

大日本帝國政府

被保險者ノ選擇

會社ハ被保險者及保險契約者ヨリ被保險者ガ最近一年以内ニ生命保險契約ヲ締結シタルコト或ハ生命保險會社ヨリ再診、延期又ハ不成立ノ取扱ヒヲ受ケタルコトノ有無及ビ現在醫療中ナリヤ或ハ最近二ケ年以内ニ一ケ月以上ノ醫療ヲ受ケタルコトノ有無ニ關シ告知ヲ受ケテ選擇ヲ行フ

保險金ノ支拂

保險金ハ保險期間内ニ被保險者死亡シタルトキ及保險期間満了ノ日迄生存シタルトキ支拂フモノトス

但シ(1)被保險者ガ保險契約締結後十年及十五年滿期保險ニ在リテハ二年以内ニ、二十年、二十五年及三十年滿期保險ニ在リテ

裏面白紙

大日本帝國政府

ハ三年以内ニ戦争若ハ變亂、災害又ハ傳染病預防法第一條第一項ノ傳染病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ保險金ニ左ノ割合ヲ乘ジタル金額ヲ支拂フモノトス

	第一年度	第二年度	第三年度
十年滿期	・一二〇	・五〇〇	
十五年滿期	・〇八〇	・五〇〇	
二十年滿期	・〇六〇	・一二〇	・五〇〇
二十五年滿期	・〇六〇	・一二〇	・五〇〇
三十年滿期	・〇六〇	・一二〇	・五〇〇

(2) 戦争又ハ變亂ニ因リテ死亡シタル者ノ保險金ノ支拂ニ付テハ一般ノ生命保險ト同様ニ取扱フモノトス

裏面白紙

大日本帝國政府

六 保險契約ニ對スル利益金ノ分配

保險配當附トシ本保險開始後五箇目ノ學業年度末及其ノ後ノ五
學業年度末迄ニ過去ノ留積ニ存キ利益配當金ヲ定メ現金ニテ配
當チ行フ但シ之ヲ受クルコトヲ待ルモノハ契約締結後滿三年以
上経過シタル契約ニ限ル

前項ノ利益配當支拂期ノ中途ニ於テ再約又ハ死亡事故ノ發生シ
タル契約ニ對シテハ配當チ行ハザルモノトス

七 保險料及專任準備金算出ノ基礎

(一) 保險料

イ 豫定死亡率

内閣統計局第六表死亡率ノ男子死亡率ノ八〇%ト女子死亡率ノ

裏面白紙

大日本帝國政府

二〇%ヲ加ヘタル死亡率ヲ基準トシ之ヲ更ニ次ノ如ク増シタルモノヲ使用ス

削減期間經過後ノ最初ノ年度ノ死亡指數チ一五〇%トシ逐次削減チ遞減セシメ六十五才ノ死亡指數ガ一〇〇%トナル如ク死亡率ヲ變更ス

(四) 貸付利率

年三分五厘

(五) 貸付事業費率

新契約費 新契約千圓ニ對シ 二十三圓
維持費 契約高千圓ニ對シ 二圓五十錢
集金費 保険料ノ三分

裏面白紙

6

大日本帝國政府

(三) 保險料ノ單位

保險料ハ保險金千圓ニ付年拂ハ圓單位、半年拂ハ五十錢三ヶ月拂及月拂ハ十錢單位トス

□ 責任準備金

責任準備金ノ計算ハ充足保險料式トス

ハ其ノ他

(1) 契約ノ復活

失敗後一年以内ノ復活ハ之ヲ認ム此ノ場合ニ於テハ新契約ノ場合ニ準ズル削減條件ヲ附スモノトシ若シ右削減期間内ニ死亡事故發生シタルトキハ復活ノ效力發生ノ際ニ於ケル責任準備金ニ當該削減金額ヲ加ヘタル金額ヲ支拂フモノトス但シ此ノ合計額

裏面白紙

大日本帝國政府

其保險金ヲ超ユル場合ハ保險金ヲ支拂フモノトス

(四) 死亡後ノ保險料

死亡後ノ保險料未收分ハ徵收セズ

(五) 保險料拂込方法

保險料拂込方法ハ年拂、半年拂、三ヶ月拂及月拂トシ前預ハ之ヲ認ム

(六) 效力ノ延長

自備振替ヲ採用シ拂済證券、延長定期保險ハ之ヲ行ハズ

(七) 現行保險種類トノ關係

現行保險種類ト併用スルモノトス

(八) 保險料、約款其他

裏面白紙

大日本帝國政府

各社同一トス（年補營業保險料ノ實際値別表ノ如シ）

以上

備考

本保險ノ實施如何ハ各社ノ自由トス

此ノ如キニ
被考項有ルニモ
名返ル

裏面白紙

大日本帝國政府

保險料比較表

診 査 料 二 社 (日 本 千 代 田) 平 均 保 費

10			
40	98.00	96.14	
45	98.00	95.63	
50	101.00	102.71	
55	108.00	109.51	
15			
40	64.00	63.62	65.48
45	67.00	66.90	68.75
50	70.00	72.18	73.83
55	76.00	80.54	80.85
20			
7	43.00		
10	44.00	43.01	44.72
15	45.00	44.71	46.41
20	45.00	44.91	46.03
25	45.00	44.66	45.28
30	45.00	44.77	45.28
35	46.00	46.06	46.61
40	48.00	48.54	49.11
45	51.00	52.69	53.11
50			

裏面白紙

大 二

大 日 本 帝 國 政 府

25			
7	34.00		
10	35.00	33.63	
15	36.00	35.16	
20	36.00	35.42	
25	36.00	35.28	
30	36.00	35.75	
35	38.00	37.50	
40	40.00	40.64	
45	45.00	45.72	
30			
7	28.00		
10	29.00	27.62	27.99
15	30.00	29.05	29.26
20	30.00	29.39	29.10
25	30.00	29.37	28.72
30	31.00	30.35	29.57
35	33.00	32.61	31.70
40	36.00	36.45	35.26
45	40.00	42.43	

備 考
新 費 更 了 ル 見 込

裏 面 白 紙

改訂死亡保険年表以下葬費の状況（患者・被保険者）

社名	死亡者数	葬費	死亡者数	葬費
日本	405	175	175	175
第一	432	117	117	117
明治	545	204	204	204
中込田	500	194	194	194
帝國	469	214	214	214
王大会社計	(455)	(172)	(172)	(172)
住友	558	245	245	245
三井	500	273	273	273
安田	523	300	300	300
八大会社計	(490)	(194)	(194)	(194)
野村	532	310	310	310
大同	521	344	344	344
十大会社計	(503)	(344)	(344)	(344)

日本生命保険株式會社

昭和十一年

休是

公ニハ 命者訂ハ決意之ハ 諸君ニ 提出

一、民間生命保険会社ニ対シテ千田以下、契約ヲ禁止スルニ付

ニ、現行簡易生命保険、保険金額制限ニ、被保険者十人ニ付

千田以下ナルハ、一件千田以下トモ、^{スルモ}同一、被保険者^{ニ付}番数個、

契約ヲ為シ得ルニ付モ、改ムルニ付モ、キニ付

三、前掲ノ外、千田以上、専断重保険ノ非独占トシテ創設スルニ付モ、

四、前各節、千田ナル人全額ニ、経州借財者、著シキ者^等ニ付モ、

受取ヲ以フルニ付モ、キニ付

一 民間生命保険会社ニ対シ千円以下ノ契約ヲ禁止スルコト

ニ 現行簡易生命保険ノ保料金別限額ニ被保険者一人ニ付

千円以下トシ、一件千円以下トシ、同一被保険者ニ付、數個ノ契

約ヲ為シ得ルコトニ改ムルコトヲ以テス

三 前節外千円以上ノ無誘査保料ノ非独占トシテ割設スルコトヲ以テス

四 前各節ノ「千円」ナル金額ニ經濟情勢カ著シキ変動ニ

伴ヒ変更ヲ加フルコトヲ以テス

(18.2.6 局長ニ提出ス)

一、現行簡易生命保険ニ関スル対策
一、現行簡易生命保険ニ関スル対策
一、現行簡易生命保険ニ関スル対策

二、現行簡易生命保険ノ普及制限
二、現行簡易生命保険ノ普及制限
二、現行簡易生命保険ノ普及制限

三、現行簡易生命保険ノ普及促進
三、現行簡易生命保険ノ普及促進
三、現行簡易生命保険ノ普及促進

四、現行簡易生命保険ノ普及促進
四、現行簡易生命保険ノ普及促進
四、現行簡易生命保険ノ普及促進

民間金庫下條所會此の寸

一、千円以下ノ其存付所契以共済會ヲ林至止らん

二、現行簡易保所ノ最高制限額ハ被保者一人ニ付

千円ナルヲ相考~~起~~引上ゲラ爲~~す~~ 二十廿二 被保者一人ニ付一

下ト改口~~ル~~ 又ハ千円以上ノ三折査保ルヲ非獨占トシテ 全別投スル

三、前各項ノ千円ナル金額ハ経済環境執力ノ

著シキ変動ニ伴ヒ変更ヲ加フルトアルベキニト

石岡 四郎

命名(葉)

一、千円未満以下ノ保險ハ竹間保ノ類トシテ民保

ハ之ヲ為サハルコト

現行ノ商保ノ被保險者一人ニ付千円以下十円以上ノ一件千円以下

二、竹間保ニ一人ニ付千円以下ノ初大約數口ニ為ルコト

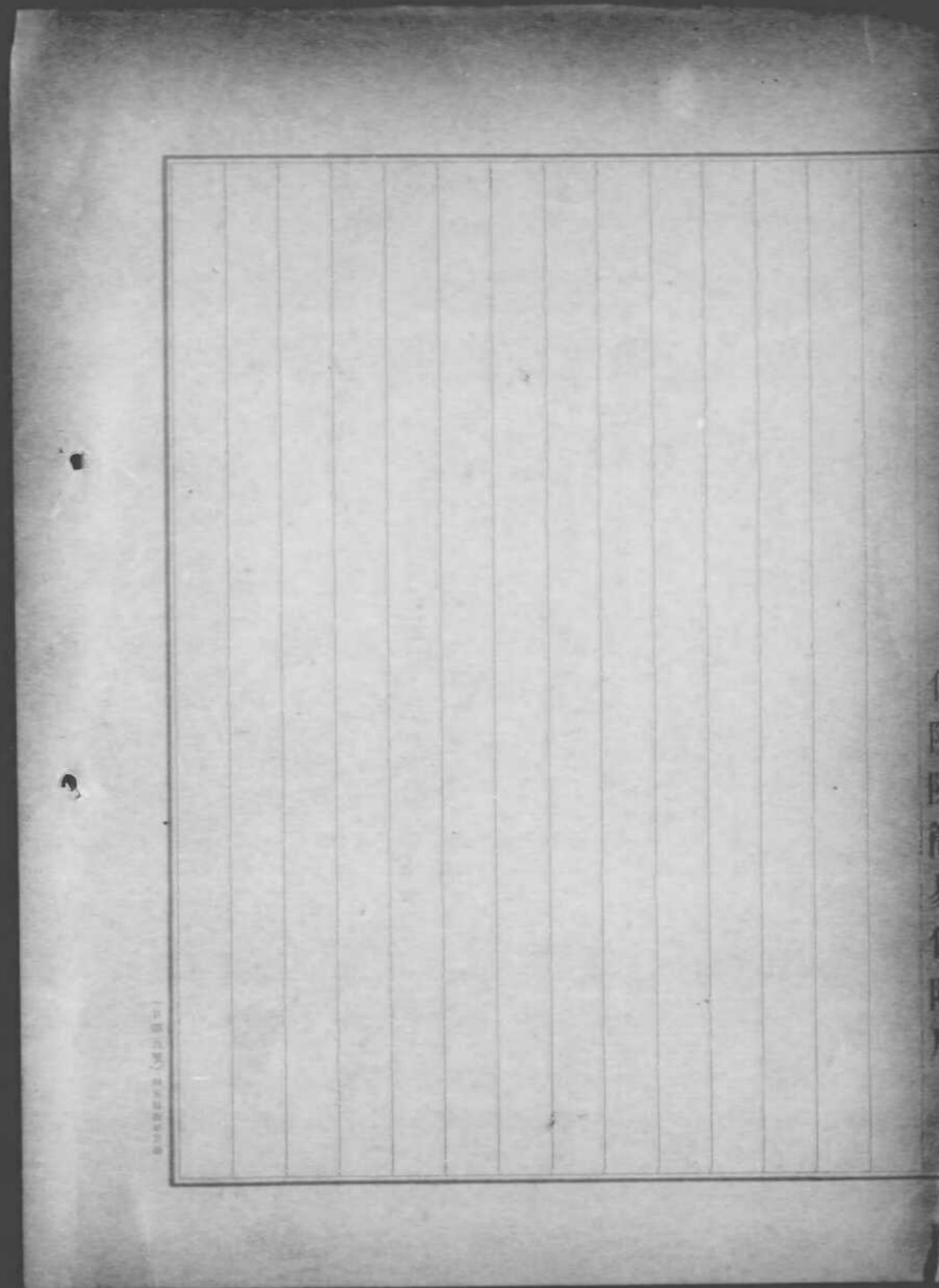
ニ改ムルコトアルヘキコト

一、整理ノトス

三、劣各保ノ千円以上ノ金額ハ何等ノ價値ノ

其ノ中ニ支拂ハ著シキ事情ノ支拂初ノ保ト

支拂アルコトアルヘキコト



秘

民營無診査保險政策及其ノ得失 (第一八二四)

一、現行無診査ノ被保險者一人ニ付保費金千圓以下ナル制限額ヲソレ以上ニ引上グル案

(1) 大巾引上ゲノ場合ニハ逆選擇增加ノ惧アリ之ガ對策ニ困難ナルコト
(2) 小口保險ノ延長ナルヲ以テ高額加入者ニ對シテハ第三案ニ比シ事業費割高トナル不利アルコト

(3) 保費金額千圓乃至二千圓ノ範圍ハ民間保險會社ニ於テモソノ加入者ノ大部分ヲ占ムルノ現狀ナルヲ以テ簡保ガ金額ヲ引上ゲテ獨占權ヲ主張シ民間保險會社ニ對シテ退マシメ得ルヤ否ヤ實行上疑問ナルコト

二、保費金額ヲ一件千圓以下トシ被保險者一人ニ付一定ノ金額 (例之三
千圓) マデ加入ヲ認ムル案

(1) 現在ニテモ保費金千圓以下ノ無診査保險ハ簡保ノ獨占ナルヲ以テ本業實施ニヨツテ民間保險會社ニ大ナル打撃ヲ與ヘザルベク從テ他案ニ比シ反對少カルベク取極セラル、コト

(2) 被保險者一人ニ付契約ヲ年千圓以下ニ制限スル等ノ方法ニ依リ逆選擇ヲ緩和シ得ルコト

(3) 本案ニ依レバ被保險者一人ニ付加入シ得ル總額ヲ勅令ニ委任スルコトモ容易ト認メラルルヲ以テ事業經營及社會情勢ノ推移ニ應ジ比較的簡單ニ總額引上ヲ爲シ得ルコト

(4) 小口保險ナルヲ以テ第三案ニ比シ事業費割高トナル不利アルコト
三、保費金額最低千圓ヨリ最高三千圓程度ノ無診査保險案

(1) 保費種類、削減期間等ヲ適宜調整スルコトニヨリ逆選擇防止ノ對策ヲ講ジ得ルコト

(2) 保費種類、保費金額等ノ單純化ニ依リ簡保ノ單純引上ニ比シ事務ノ簡便ヲ圖リ得ルコト

(3) 事業費ヲ低下シ得ベキヲ以テ國民ニ對シ有利ナル保險ヲ提供シ得ルコト
(4) 從來ノ簡保ノ官營獨占ノ趣前ヨリシテ本案ノ如キ保險ヲ官營スル理由ニ付異議ヲ揆ムノ餘地アルコト
(5) 民間保險會社ト同一分野ニ於テ競争スルノ可否ニ付テ殊ニ現下ノ情勢下ニ於テ考慮ノ餘地アルベキコト

各社同業共済會同業同業 (一八三三)

社名	設立年	資本額	役員
日本共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
東京共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
大阪共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
京都共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
神戶共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
名古屋共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
福岡共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
横濱共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
神戸共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
東京海上共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
大阪海上共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
京都海上共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
神戶海上共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
名古屋海上共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
福岡海上共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
横濱海上共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付
神戸海上共済會	一八三三	千圓	役員一人ニ付

原本不明瞭



民營無診査保額對策及其ノ得失 (一八、一三〇)

得失

(得)

(失)

最高保額金額引上(割合)案

一 無診査保額引上ノ結果危險分散ノ徹底ヲ期シ得ルコト

一 無診査保額引上ノ結果民間小生保會社ノ整理ヲ促進シ得ルコト

一 逆選擇增加ノ惧アルコト

一 中間保險創設ニ比シ事業費率ノ低底的低下ヲ期シ得ザルコト

一 民間生保會社特ニ無診査保險實施會社ニ著シキ影響ヲ及ボスコト

一 無診査保險引上ノ理由ニツキ異論アルベキコト

最高保額金額引上(割合)案

一 實行上比較的容易ナルコトヲ豫想シ得ルコト

一 完全ナル保險保額ヲ與ヘ難キコト

一 高保額契約ハ分割契約トナルヲ以テ中間保險ニ比シ事業費率ノ低下ヲ期シ難キコト

中間保險(非割合)案

一 國民ノ多數ニ對シ確實有利ナル生命保險ヲ提供シ得ルコト

一 保險種類並ニ保額等ノ單純化ニ依リ無診査保額引上ニ比シ取扱容易ノ簡易化ヲ圖リ得ルコト

一 保險料額高額ナルヲ以テ事業費率ノ低下ヲ期シ得ルコト

一 購買力吸收ノ重要性ヨリシテ官民共ニ協力シテ之ニ寄與セントスル本案ニ對シテハ民間生保ノ無診査保險進出ノ情勢ノ下ニ於テハ單純引上案ニ對スル反對ニ比シ反對ノ理由乏シキコト

一 無診査保額引上ニ比シ逆選擇防止ノ對策容易ナルコト

一 中間保險官營ノ理由ニツキ異論アルベキコト

一 姉妹事業タル無診査保險ニ多少ノ影響ヲ及ボスコト

一 民間生保會社特ニ無診査保險實施會社ニ著シキ影響ヲ及ボスコト

有診査保險案

一 國民ノ大多數ニ對シ確實有利ナル生命保險ヲ提供シ得ルコト

一 無診査ト併行事業ニ依リ廣範圍ノ被保險者ニ適當ナル生命保險ヲ提供シ得ルコト

一 既設機關ノ利用ニ依リ生命保險ノ普及徹底ヲ圖リ得ルコト

一 診査ニ健康相談所ヲ利用シ得ルコト

一 民間生保ニ比シ事業費率ノ低下ヲ期シ得ルコト

一 小生保會社ノ徹底的整理ヲ期シ得ルコト

一 民間生保ト全面的相剋ヲ生スル候アルコト

一 官營有診査保險實施理由ニツキ異論アルベキコト

民衆生命保衛対策長編（一八三二）

最高保額金額引上（男占）米

現行保額ノ被保者一人當リ保額金額最高額保額ヲ二千圓ニ引上
ゲントス

最高保額金額ヲ一件一千圓トスル米

現行保額ノ保額金額最高額保額ヲ一件一千圓トシ、被保者一人
ニ就テハーケ年一千圓、總額五十圓迄支拂トセシメ得ル被保正セ
ントス

中間保額（男占）米

被保者一人當リ保額金額最高額保額ヲ三千圓トシ、一件保額金
額最低ヲ一千圓トスル保額金額單位ノ給付率保額ヲ削減セント
ス

有給率保額米

被保者一人當リ保額金額最高額保額ヲ一萬圓程度トスル有給率ノ
普通保額ヲ削減セントス



最高保債金二千圓引上（獨占）業ノ得失（昭一八、二九）

（得）

（國民生活安定關係）

- 一、國民生活ノ保障ヲ序クシ得ルコト
- 一、無効保債ニ由ル生活保障ノ致テラ減大シ得ルコト

（購買刀版板關係）

- 一、購買刀ノ取扱ニ資シ得ルコト

（事業經營關係）

- 一、一、件當保債金額ノ增高ニ依リ事業費率ノ低下ヲ期シ得ルコト

一、新契約ノ増高ヲ期シ得ルコト

- 一、二千圓以下ノ無効保債金額占ノ結果危險分散ノ徹底ヲ期シ得ルコト

（國民生活保障關係）

- 一、二千圓以下ノ無効保債金額占ノ結果危險分散小年保費率ノ整定ヲ促進シ得ルコト

（其ノ他）

- 一、法律改正ヲ要スルモ比較的容易ナルコトヲ期待シ得ルコト

（失）

- 一、逆送率増加ノ俟アルコト
- 一、中間保債額設ニ比シ附加率ノ徹底的

低下ヲ期シ得ザルコト

- 一、民間生活ノ現在新契約狀況ニ鑑ミルトキハ民間生活トノ相違ヲ在ズル俟アルコト
- 一、無効保債實際ノ會社ニ對シテハ特ニ著シキ影響ヲ及ボス俟アルコト
- 一、二千圓以下ノ無効保債金額占ノ理由ニ行異議アルコト

中岡保額（非獨占）實額ノ得失（昭一八、二九）

（得）

（國民生活安定關係）

一、國民ノ多數ニ對シ確實有利給付ナル
生命保額ヲ提供シ得ルコト

（勞働力吸收關係）

一、勞働力吸收ニ至大ノ貢獻ヲ爲シ得ル
コト

（事業經營關係）

一、保額積蓄並保額金額等ノ單純化ニ依

リ關係ノ單純引上ニ比シ取立事務ノ
簡便化ヲ圖リ得ルコト

一、保額金額高額ナルヲ以テ事業費率ノ
低下ヲ期シ得ルコト

一、募集方針ノ擴大ヲ期シ得ルコト

（國民衛生保額關係）

一、勞働力吸收ノ重要性ヨリシテ國民共ニ
助カシテ之ニ寄與セントスル本業ニ對
シテハ國民衛生保額無謬登保額進出ノ情
勢ノ下ニ於テハ別業二千圓ニ引上ゲル
業ニ對スル反對ニ比シ反對ノ理由之シ
キコト

（失）

一、中岡保額官營ノ理由ニ異議アルベシ

一、被保額者選擇ニ困難ヲ伴フコト

一、病災事業タル保額ニ多少ノ悪影響ヲ
及ボス候アルコト

一、民間衛生保額ノ現在新契約状況ニ鑑ミル
トキハ民間衛生保額トノ相違ヲ生ズル候
アルコト

一、無謬登保額實施ノ會社ニ對シテハ特
ニ著シキ影響ヲ及ボス候アルコト

(其ノ他)

一、商保ノ早延引上ニ比シ危候選擇上便宜アルコト

一、商保ヲ二千圓ニ引上ゲテ一千圓ノ短ユル契約ニ付補占權ヲ放棄スルハ商保ノ既成觀念ヨリ差支スルノ候知アルキ本條ニ依レバ此ノ候知ナシ

一、商保ノ引上未ニ比シ實行上各種ノ困難ヲ豫想シ得ルコト

(對大藏省關係、對商會關係)

簡易保險最高額限ヲ一ケ年一千圓トスル案ノ得失

(昭一八一、二九)

本案ハ實質上ノ保險金引上ナルヲ以テ其ノ一般の得失ハ別案二千圓引上案、中間保險案ニ準ズベキモノナルモ之ヲ前二者ニ比較シ左ノ如キ得失アリ

(得)

一、實行上比較的容易ナルコトヲ豫想シ得ル

コト

(對大藏省關係、對議會關係)

(失)

一、完全ナル保該保護ヲ與ヘ難キコト

一、年額ニ依リテハ最高額ノ保該保護ヲ

與ヘ得ザル場合アリ

一、高領契約ハ分割契約トナルヲ以テ中

間保險ニ比シ事業費率ノ低下ヲ期シ

難キコト

補償保額局ニテ有診査保額ヲ實施セントスル案ノ得失

(第一八二、二九)

(待)

(夫)

(國民生活安定關係)

- 一、國民ノ大多數ニ對シ確實有利ナル生活保額ヲ提供シ得ルコト
- 一、流行病保トノ併行^{事業}ニ依リ廣範圍ノ保額者ニ適當ナル生活保額ヲ提供シ得ルコト

(海軍力収束關係)

- 一、海軍力収束ニ對シ至大ノ貢獻ヲ爲シ得ルコト

(華僑經營關係)

- 一、既設機關ノ利用ニ依リ生活保額ノ普及徹底ヲ圖リ得ルコト
- 一、被保險者診査ニ健康相談所等ヲ利用シ得ルコト
- 一、國民生活ニ比シ華僑標準ノ低下ヲ期シ得ルコト

(對民間生活關係)

- 一、弱小生活者社ノ徹底的整理ヲ期シ得ルコト

(兵ノ能)

- 一、被保險者ノ診査實施ニ困難ヲ伴フ誤アルコト

- 一、民間生活トノ全面的相違ヲ生スルノ誤アルヲ以テ實現至難ナルコト
- 一、遺囑の理由ニ乏シキヲ以テ實行上相當ノ困難ヲ蒙ルシ得ルコト

(對大藏省關係、對議會關係)

英國最低生活保障法による保証金

(過半数たるも年五十二週として計算す)

(一) 自費的または強制的原因によつて歳入を失ひまたは労働不能になつた夫親者

週二磅 年一〇四磅

(二) 二十一歳以上の獨身者

週一磅五先 年六十五磅

(三) 獨行旅による男子六十五歳女子六十歳以上の老年者に對する養老金は下記の如く増額せらる

週一磅五先 年六十五磅

(四) 十八歳乃至二十一歳の青年獨身者で歳入のない者

週一磅 年五十二磅

(五) 十六歳乃至十八歳の者

週一磅五先 年三十九磅

例 本人若しくは長所に居つて労働不能になつた者に下記の金額を給へるは補助金

週三磅 年一五六磅

(六) 十六歳以下の子孫に對しては

(H) 両親又は片親が補助金を支給せられてある場合

週八先 年二〇磅十六先

(H) 以外の場合は第二番目の子孫から一人につき

週八先 年二〇磅十六先

例

（）自費的又は強制的原因によつて職業を失ひ労働不能になつた夫婦
者にして且つ十六歳未満の子供二人ある場合（家族四人）

年一四五四十二名

（）水久若くは長期的に労働不能になつた者にして且つ十六歳未満の
子供

- 二人ある場合（家族四人） 年一九七四十二名
- 三人ある場合（ 五人） 年二一八四八名
- 四人ある場合（ 六人） 年二三九四四名
- 五人ある場合（ 七人） 年二六〇四四名

（）上掲（）の場合にして且つ男子六十五歳以上又は女子六十歳以上の

- 老年者一人ある場合（家族五人） 年二一〇四十二名
- 老年者二人ある場合（家族六人） 年二七五四十二名

同上掲（）の場合に於て十六歳未満の子供三人あり且つ老年者

- 一人ある場合（家族六人） 年二八三四八名
- 二人ある場合（家族七人） 年三四八四八名

(一)

戦争と國民生活は、全く無関係の概念であるが、第一次大戦の今日、この二つを切り離して考へることは事實上、極めて困難であると云ふよりも不可能に近い。

蓋し、交戦国においては、「戦争も亦國民生活」であるか
らである。

そのため、戦争が大規模に且つ長期に亘るときは、各交戦国ともに、國民生活の維持に相當の力を盡すのが務である。ことに此れを以てする英國の「救世生協保法案」も、一應その一つであると云ふことが出来るのであらう。

この案は、昨年の暮、ビヴァリッヂ委員会が、約一ヶ半年に亘る研究の後、公表したもので、その大意は、前大戦直前にロイド・ジョー

シ内閣が制定した「失業救済法」を基礎に、これに増補訂正を加へたものである。

一五、これが新案に發表されるや、所屬保守ニュースは片断に述べて、この案は、英國のスコットの委員が草案もまたラッソットの案及び英國政府も、全く影響をひそめた案があると云はれてゐる。

目下、政府において、ジョン・アンダーソンを委員長とする委員会が研究研究中であるが、修正案を加へたうへ、政府案として議會に送られる模様である。因して、議會の前途は、種々問題はあるがほゞ確實とみられてゐる。

従つて、若しこの案が原案と大差なく、法律として成立するやうなことになるれば、失業および救世生協の保障が、収入、年齢、性の區別なく、英國人である限り、悉く行はれることになるのである。

原案によれば、最低生活の保障は、目的のまはは強制的風潮によつて、教養を失ひまたは労働不能となつた夫婦ものは一週二勤、二十一日以上の働身者は一週五志の収入を保障せられ、現行法による男子六十五歳、女子六十歳以上の老年者に對する養老金も、一週一勤五志に増額される。

また、十八歳乃至二十一歳の青年働身者で、失業の無いものは一週一勤、十六歳乃至十八歳の者は十五志を保障せらる。

また、永久に若しくは長期に亘つて労働不能の者には、一週三勤を雇えない状態や、補助金が支給されることによるのである。

同して、十六歳以下の子供に對しては、両親または片親が補助金を支給されてゐる場合は、一人につき一週八志の補助金が與へられ然らざる場合は、第三番目の子供から、一週八志の家庭補助金が交付されるのである。

従つて、この案が採らなければ、直前の如く、

労働地位の上下をく、総務大臣、會社員、商賣の労働人、女工部員、職工ユウイ等、一様に生活の保障を受ける權利を持つこととなるのである。

唯だ、各人の支拂ふ保障料には自分の明算がある。ピダアリツテの説明するところによれば、保障料を四層に分ち、最高を一週七志半、最低を一志半とし、これを保障加入者及び被保障者の勤勞所得の中から、一定の割つゝ支拂ふことが出来る制度としてゐる。

また本案では、保障金を現金で支拂ふ以外に、診療、施療、その他出資、給付、葬式等に關する措置も規定されてゐるが、これはことでは漏れたいことにする。

要するに、本案の骨子は、政府の財源を會りて云へば「個人のエエキアタイダ」を尊重すると同時に英國から賃金者を一掃し、百年以上に亘る英國の習慣である失業問題を一律に解決し、もつて國家の急務に對し奮興するといふに、その偉大性の範圍に賛成しやうとするものである。

ある」と云ふ類の精神をもつてある。

(三)

原案は、その適用開始を一九四五年七月一日としてゐるが、全く國會の承認は、新年前に行はれることとせらう。そして、法律案とされる前に、一應國民の意向が慎重に調査されるべきである。

すなはち、國民の意向はどうかあるかと云ふと、大體において賛成である。即ち國民の聲を代表する新聞の論評をみるに、デイリー・ヘラルドは「意見の申ある全面で、強固な足跡を得るだらう」と云ひ、またデイリー・ナレグラフは「國家將來の保障である」、エコノミストは「國民の強さを測るに國家革命である」と、いづれも賛成してゐる。

併し、一方重大な缺點も意見せられ、タイムズの投書には「急取の原案、目的的精神を失はしめる所、大英帝國の將來に重大な損失を齎すだらう」と云ふ者がある。またタイムズ自身も「保險が費らす利益と最低賃金との差が小さい」とことを指摘し、「これは好まざるの類に属する恐れがある」と述べてゐる。

そこで、保險を強制的原因による失業の場合だけに限定しやうと云ふ案もあるが、これは社會の通である責任をその原因如何を問はずに押しやうとする保險の精神に反する面があるものである。

併し、最も大きな問題は、政府せる英國の財政が、本邦適用の第一年に現存の社會施設費より八千五百萬鎊、二十年後の一九六五年に二億五千四百萬の支出増加に耐へるかと云ふことよりも、英國の經濟が本邦が要求するだけの生活資料を産して供給し得るかどうかである。如何に保險を附けても、物資が缺乏し、物價が騰貴しては假令物價の暴落に際して保險金を増加する仕組みがあつても、事實上、最低生活を保障することは不可能だからである。

従つて、この最低生活保障案は況々としても充分研究を要する問題ではあるが、その重要性はかゝるものをも今日英國國民に示さなければならぬところにあると云へる。



無著 監 保 版 制 度 要 綱 (昭 和 十 八 年 一 月 二 十 七 日 大 藏 省 提 示)

無診主保特則要綱

一、被保険者ノ範圍

加入シ得ル者ノ年齢ハ男女共七才ヨリ五十五才迄トス但シ二十年、二十五年及三十年満期保齡ニ在リテハ七才ヨリ四十五才迄トス

二、保齡期間

十年、十五年、二十年、二十五年及三十年満期保齡トス

三、保費金額

一社 被保険者一人ニ付一ケ年三千圓迄トス
最低保費金ハ一ケ年一千圓トス

四、被保険者ノ選擇

會社ハ被保険者及保費契約者ヨリ被保険者ガ最近一年以内ニ生命保費契約ヲ締結シタルコト或ハ生命保險會社ヨリ再診、延期又ハ不成立ノ取返ヒヲ受ケタルコトノ有無及ビ現在醫察中ナリヤ或ハ最近二ケ年以内ニ一ケ月以上ノ醫察ヲ受ケタルコトノ有無ニ關シ告知ヲ受ケテ選擇ヲ行フ

五、保費金ノ支拂

保費金ハ保齡期間内ニ被保険者死亡シタルトキ及保齡期間満了ノ日迄生存シタルトキ支拂フモノトス
但シ(1)被保険者ガ保費契約締結後十年及十五年満期保齡ニ在リテハ二年以内ニ、二十年、二十五年及三十年満期保齡ニ在リテ

ハ三年以内ニ戦争若ハ震災、災害又ハ傳染病豫防法第一條第一項ノ傳染病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ保險金ニ左ノ割合ヲ乘ジタル金額ヲ支拂フモノトス

	第一年度	第二年度	第三年度
十年満期	・一二〇	・五〇〇	
十五年満期	・〇八〇	・五〇〇	
二十年満期	・〇六〇	・一二〇	・五〇〇
二十五年満期	・〇六〇	・一二〇	・五〇〇
三十年満期	・〇六〇	・一二〇	・五〇〇

(2) 戦争又ハ震災ニ因リテ死亡シタル者ノ保險金ノ支拂ニ付テハ一般ノ生命保險ト同様ニ取扱フモノトス

六 保險契約ニ對スル利益金ノ分配

利益配當附トシ本保險開始後五回日、事業年度末及其ノ後、五事業年度末毎ニ過去ノ管轄ニ基キ利益配當金ヲ定メ現金ニテ配當ヲ行フ但シ之ヲ受タルコトヲ得ルキ、ハ契約締結後滿三年以上経過シタル契約ニ限ル

前項ノ利益配當支振期ノ中途ニ於テ解約又ハ死亡事故ノ發生シタル契約ニ對シテハ配當ヲ行ハサルモノトス

七 保險料及責任準備金算出ノ基礎

(一) 保險料

(1) 法定死亡率

内閣統計局第六表死亡率ノ男子死亡率ノ八〇%ト女子死亡率ノ

ノ二〇もラ加ヘタル死亡率ヲ基準トシ之ヲ更ニ次ノ如ク増減
シタルモノヲ使用ス

削減期間経過後ノ最初ノ年度ノ死亡指數ヲ一五〇もトシ遂次
縮増ヲ逐減セシメ六十五才ノ死亡指數ガ一〇〇もトナル如ク
死亡率ヲ變更ス

(四) 貸付利率

年三分五厘

(五) 貸付事業費率

新契約費 新契約千圓ニ對シ 二十三圓

維持費 契約高千圓ニ對シ 二圓五十錢

集金費 保費料ノ三分

(六) 保費料ノ單位

保費料ハ保險金千圓ニ付年拂ハ圓單位、半年拂ハ五十錢三ヶ
月拂及月拂ハ十錢單位トス

(七) 貸付準備金

貸付準備金ノ計算ハ充足保費料式トス

八 其ノ他

(一) 契約ノ復活

失効後一年以内ノ復活ハ之ヲ認め此ノ場合ニ於テハ新契約ノ
場合ニ準スル削減條件ヲ附スモノトシ若シ右削減期間内ニ死
亡事故發生シタルトキハ復活ノ效力發生ノ際ニ於ケル責任準
備金ニ當該削減金額ヲ加ヘタル金額ヲ支拂フモノトス但シ此

ノ合計額ガ保費金ヲ超ユル場合ハ保費金ヲ支拂フモノトス

(四) 死亡後ノ保費料

死亡後ノ保費料未收分ハ徴收セズ

(五) 保費料拂込方法

保費料拂込方法ハ年拂、半年拂、三ヶ月拂及月拂トシ前項ハ之ヲ認ム

(六) 效力ノ延長

自働歳暮ヲ採用シ拂済証券、延長定期保費ハ之ヲ行ハズ

(七) 現行保費種類トノ關係

現行保費種類ト併用スルモノトス

(八) 保費料、約款其他

各社同一トス(年拂營業保費料ノ實際値別表ノ如シ)

以上

備考

本保費ノ實施如何ハ各社ノ自由トス

保費料比較表

加入 年齢	無診査	信料二社(日本 千代田)平均	簡保
25			
7	34.00		
10	35.00	33.63	
15	36.00	35.16	
20	36.00	35.42	
25	36.00	35.28	
30	36.00	35.75	
35	38.00	37.50	
40	40.00	40.64	
45	45.00	45.72	
30			
7	28.00		
10	29.00	27.62	27.99
15	30.00	29.05	29.26
20	30.00	29.39	29.10
25	30.00	29.37	28.72
30	31.00	30.35	29.57
35	33.00	32.61	31.70
40	36.00	36.45	35.26
45	40.00	42.43	

(備考) 若干変更アル見込

加入 年齢	無診査	信料二社(日本 千代田)平均	簡保
10			
40	96.00	96.14	
45	98.00	98.63	
50	101.00	102.71	
55	105.00	109.51	
15			
40	64.00	63.62	65.43
45	67.00	66.90	68.75
50	70.00	72.13	73.83
55	76.00	80.54	80.85
20			
7	43.00		
10	44.00	43.01	44.72
15	45.00	44.71	46.41
20	45.00	44.91	46.03
25	45.00	44.66	45.28
30	45.00	44.77	45.28
35	46.00	46.06	46.61
40	48.00	48.54	49.11
45	51.00	52.69	53.11
50			

民間無診至保険ノ概貌 (一七五至一八〇調査)

民間無診至保険ニ關シ其ノ後調査判明セル處左ノ如シ (生命保險統
副會案)

一、名 稱

無診至保險ナル名稱ヲ附セズ
(無診至ハ普通保險ニ對スル特約條項トス)

二、實施ノ會社

實施希望ノ各會社
(初) 該期間附ナラバ、第一、帝國ハ反對ノ意
圖ナリ)

三、實施ノ時期

昭和十八年一月頃
五月二十九日小委員會ヲ開催シ、右決議ニ基
キテ聯合委員會ニ掛ケ最終決定ヲ俟テ大藏省
ニ提出ノ見込
ニ提出ノ見込
小委員會ノ組織
委員長ハ理事 清水 支 氏
委員 ハ 醫務部、調査部、計理部ノ各部長
及部員三名宛

四、進行模様

昭和十八年一月頃
五月二十九日小委員會ヲ開催シ、右決議ニ基
キテ聯合委員會ニ掛ケ最終決定ヲ俟テ大藏省
ニ提出ノ見込
ニ提出ノ見込
小委員會ノ組織
委員長ハ理事 清水 支 氏
委員 ハ 醫務部、調査部、計理部ノ各部長
及部員三名宛

五、保險種類

三十年以下ノ養老保險

六、保險金額

二千圓以下 (千圓以下ヲモ實施スベシトノ意
見モアリ)

七、保險料率

現行通トス

八、保險料月掛

爲サス

九加入年齢

男子二五歳以上四五歳未満（将来ハ五五歳迄
トスル見込）
女子三〇歳以上五〇歳未満

一〇解被期間

簡易保険ト同様トス
（傳染病死、戦病死及防空死ニ對シテハ全額ヲ
支拂フ）

一一不可争期間

各社ノ現行約款ニ依ル（三年或ヒハ五年）
特別計算ヲ爲サズ

一二會計

現行通トス

一三利益配當

一般外務員ヲシテ募集セシムルヤ否ヤハ各社
ノ任意

一四外務員

一五被保険者ノ
選擇方法

面接觀查ヲ嚴格ニ行フ
保險申込書
外務員調書
觀查報狀
ヲ各社統一シ、査定標準ヲモ統一ス

一六有診查ニテ拒絕サレタル者モ無診查保險加入ヲ許容スル見込ナリ
（再診カードヲ適宜ニ利用ス）

一七團體特別取扱

現行通トス

勤勞生活者生計費調査

職業別	一世帯一ヶ月生計費支出	同上一ヶ月平均
勤勞生活者	一、三九四・五〇	一、一六・二〇
勞働者	一、二六四・八〇	一〇五・四〇
農業者	一、三四七・四四	一一二・二九

(備考)

本表ハ内閣統計局家計調査報告(自昭和十四年八月)ヲ基礎トシ其ノ後ノ物價情勢ヲ考慮シ昭和十七年三月末現在トシテ算定セルモノトス
農業者ハ自作、自小作、小作者ノ平均トス

葬祭費及醫費調査

職業別	葬祭費	醫費	合計
修治生活者	五六九・一六	六一五・八九	一、一八五・〇五
小賣商人	六〇三・四七	五二六・九四	一、一三〇・四一
手工業者	五一〇・八五	二八九・八〇	八〇〇・六五
農業者(自作又自小作)	三八八・六二	三四一・〇六	七二九・六八

(備考)

本表ハ昭和五年當局ニ於テ中産階級以下ノ死亡者ニ就キ調査セルヲ基礎トシ其ノ後ノ經濟情勢ノ推移ヲ考慮シ昭和十七年三月末現在トシテ算定セルモノトス



厚生生命保険（仮称）募集要綱（昭和一七八二八）

一、新設ノ理由

國民生活ノ安定及浮動購買力吸收ノ増強

（件ノ目的ハ、國民生活ノ安定及浮動購買力ノ増強ニ在リ、且、國民生活ノ安定及浮動購買力ノ増強ニ資スルニ在リ）

二、経営ノ主義

官營、非獨占

本制度ハ之ヲ非獨占トシ官民兩利相兼^携ヘテ生命保険ノ普及ヲ計リ以テ協力浮動購買力吸收ノ増強ニ努メントス

三、名 稱

厚生生命保険（假稱）

四、保費金額

被保者一人當リ二千圓以下トシ二千圓、千五百圓又ハ千圓ノ三額トス

五、最高保費金額ヲ二千圓トシタル理由

本制度ハ浮動購買力ノ吸收ニ重點ヲ置クヲ以テ保費金ノ最高額限^ハ可及的高額ナラシムルヲ理想トスルモ他面本制度ハ無診査保費ナルニ鑑ミ技術的見地ヨリ二千圓程度ニ限定セントス

六、簡易生命保険以外ニ本制度ヲ創設セントスル理由

本制度ハ貯蓄ノ増進ニ重點ヲ置クヲ以テソノ内容モ之ガ目的ニ合致セシムベク制定スベキニ付簡易生命保険ト別個ニ之ガ創設ノ要アルモノトス

七、保費計算ノ基礎

付死 亡 表

口 課定利率 三分五厘

日 附 加 率 表定保費科ノ一割

（註）本制度ハ貯蓄ニ重點ヲ置クヲ以テ附加率ヲ相當ノ高率ナラシメ以テ高配主義ヲ採用スルノ可否

八 被保險者ノ選擇

一 兼 代用診査制度ノ採用

(註 本業ノ精弊ニ付テハ調査考完ノコト)

二 兼 相當責任者ヲ以テ調査監督セシメ、特別ナル調査監督ヲ作成

セシムルコト

九 罰則期間

一年中(同業生命保險ニ同シ)

七 保費種類

二十年滿期養老保費(十年又ハ全期拂込)

十六 加入年齢

歳ヨリ五十歳迄トス

十三 保費料ノ拂込

月給ヲ原則トシ前納ヲ認ムルコト

十五 利益配當

不確定配當トスルコト

一、國民經濟生活ノ安定ト貯蓄ノ増強ヲ計ル爲新タル官營任意ノ生命保險ヲ創始セントス

二、保險金額千圓、千五百圓、二千圓ノ三種トス

視下國民生活ノ安定ヲ企圖セル生命保險トシテハ國民大多數ノ加入ヲ取モ容易ナラシムルト共ニ輕易ナル選擇方法ニ當ミ最高ヲ二千圓ト限定セントス、然ルトキハ同局生命保險ト併セテ三千圓トナリ國民大眾ノ生命保險金額トシテハ必スシモ少額ニ非ラザルナリ
尙保險金額ハ二千圓、千五百圓、千圓ノ三種額ニ限定シ取彼ノ可及則同局化ヲ可ラントス

三、保險種類二十年滿期養老保險（十年又ハ全期滿期）ノ一種トス

保險種類ヲ多設クムコトハ加入者ノ選擇ヲ便ナラシムルモ同時ニ反對選擇ヲ期長スルノ虞アリ更ニ死亡保險の意義ヲ重視スルトキハ必スシモ多額額ノ存在ヲ必妥トセザルニ付保險種類ハ一種額ニ限定シ同モ比較的短期ナル二十年滿期養老保險トシ貯蓄的性質ヲ兩與セントス

四、保險料ノ拂込ハ月割ヲ原則トシ年割モ認ムルコト

大眾的保險ノ本質ニ當ミルトキハ保險料ノ拂込ニ可及的便益ヲ與フルヲ可トス、從ツテ同局保險ト同ジク月割ヲ原則トシ貯蓄ナル場合ニ同額ヲ認メントス

其加入年即ハ二十五歳ヨリ五十歳迄トス

家族親戚ニ事故ヲ起シ給内正位ノ法定ヲ前リ又結核性疾患等ニ因ル反
新選擇ヲ妨止スルコトハ二十五歳ヨリ五十歳ヲ以テ違背トス

六 被保険者ノ選擇ハ同金、被金ニ依ルコト、シテ醫的診査ハ行ハサルコト
加入于前ノ同島化ヲ前リ且當該被トシテ普及セシメニハ醫的診査ハ他
島ニ為スベキテハナイ、又ツア同島被保ト同種ニ同金、被金ニ依ルコ
ト、シテノ被保ヲ嚴重ニセントス

其加入年即ハ二十五歳ヨリ五十歳迄トス

七 被保険者ノ被ケルコト

被保金ノ給付トシテ同島同島ヲ以テ加入後、一年以内ハ被保被保料相當

八 二年以内ハ被保金ノ半額トス

九 被保料計算ノ基礎ハ左記ニ依ルコト

√(1) 死亡 年 内閣統計局發表ノ無五同生命表ノ男子死亡率ノ二倍

(2) 法定利率 年三分五厘

√(3) 附加率 純被保料ノ一割

其利益配當ノ制度ヲ明定シ成ルベク満期生存者ニ高額ニセントス

一〇 其ノ他取扱ノ内容等ニ就イテハ同島被保ト可及的同様トセントス

中國生命保險法案理由書

戰時下經濟事情ノ急激ナル變動ハ經濟生活ノ安定ニ付之ガ適切妥當ナル施策ヲ喫緊ノ要務ト爲スニ至レリ。而シテ國民經濟ハ經濟生活ノ安定ニ付テハ戰時生活ノ刷新ト貯蓄ノ増強ヲ欲求シ一切ノ施策ハ此ノ大本ニ基礎ヲ置ケリ。蓋シ一ハ以テ個人ノ經濟生活安定ニ資シ他ハ浮動購買力ノ吸收ニ因ル貯蓄ノ増強ナル國家目的ニ應ジルガ故ナリ。

由來生命保險制度ハ經濟生活ノ安定及貯蓄ノ強化ニ貢獻シ戰時下ニ於テ國民營ヲ固ハズ異常ナル躍進ヲ示現セルモノアリ。サレド未ダ以テ完備ト爲フ能ハズ。一ハ官營保險タル壽險生命保險ノ保險金額ガ一千圓ナル少額ニ制限セラレ、他ハ民營生命保險ノ營利主義ニ立脚セル自由競争的ナル經營ニ基クガ爲ナリ。

此ニ於テ國營ノ制度ヲ特設シ生命保險ノ普及發展ヲ助メ國民經濟之充實ヲ期スルト共ニ浮動購買力ノ吸收ニ因ル貯蓄ノ増強ニ依リ戰時經濟ノ刷新ナル進行ニ努メン爲現下經濟體制ニ即應セル新タナル大衆的的生命保險タル中國生命保險ノ國營ヲ斷行セントスルモノナリ。

(二) 中間保険料比較 (全期間満込二十年満期老) 對保險金千圓

加入年別	中間保險	日本	第一	明治	帝國	千代田	愛國
二五	四一・一四	四四・六四	四五・五九	五〇・九〇	五一・〇〇	四四・六七	四四・〇〇
三〇	四一・四七	四四・八二	五〇・二二	五一・二〇	五一・五〇	四四・七二	四四・〇〇
三五	四三・〇一	四六・〇五	五一・八三	五二・〇〇	五二・〇〇	四六・〇六	四四・八〇
四〇	四五・八七	四八・四八	五四・六四	五四・九〇	五五・〇〇	四八・六〇	四八・〇〇
四五	五〇・三八	五二・六〇	五八・九二	五九・七〇	六〇・三五	五二・七七	五一・〇〇
五〇	五七・四二	五九・一六	六五・四八	六六・五〇	六七・四五	五九・五七	五〇・〇〇

(備考) 日本、千代田、愛國ハ世に富ノ新種保險ノモノヲ揚ゲタリ

民間保險ト同ジク月掛トシ年掛ヲモ認ム

加入年齢 二十五歳ヨリ五十歳迄
 大削減期間 簡易保險ニ同ジ
 七種保險者ノ選擇 無診至トス



「中間検査」実施ノ場合ニ於ケル募集見込（未定稿）

一ヶ年募集見込件数 一、〇〇〇、〇〇〇件

算出根拠

一、現在ノ検査、年金外務員総数三三、六二八人（特定局長一三、一一一人ヲ含ム）ニ一人當リ一年実績件数三〇〇ノ十分ノ一即チ三〇〇ヲ乘ジ、〇三、八八五〇ヲ得タリ

二、普通指定局ニ於テハ一ヶ月平均五十件、特定局ニ於テハ両ジク三件ヲ募集スルモノトシテ一ヶ年総件数一、〇三、四二六〇件ヲ得タリ

三、右ニ依リ夫々其ノ端數ヲ切捨テ一ヶ年ノ募集見込ヲ一、〇〇〇、〇〇〇〇件トセリ

右ニ由テスル人員（中央アノミ）

初年

五〇人

ワタクシ

二年

八〇人

服習係

三年

一〇〇人

446
 26
 217600

13.11.17.52
 786660
 267.600
 51942654260

623304
 267.600
 890904

2 「中間保険」ノ募集ニハ現在ノ保険・年金^{外務}事務員ガ當ルモノトシ其ノ一人當リ募集能力ハ保險金額ニ逆比例シ簡易保險ノ約五分ノ一ト見込ミタルコト(簡易保險新契約一件平均保險金額三二六圓六〇錢、従事員一人當一ヶ年募集実績約三〇〇件)

3 「中間保險」ノ募集ニ充當シ得ベキ募集餘力ハ今後ニ於ケル増員、「中間保險」ノ特殊性等ヲ考慮シ現在^{外務}事務員ノ五割ト見込ミタルコト

4 「中間保險」ノ特殊性ニ鑑ミ其ノ募集ニハ特定局長モ従事スルモノト思料セラル、ヲ以テ其ノ數ヲ従事員數ニ加ヘタルコト

5 前記ニ依リ現在ノ募集^{外務}事務員總數三五・〇七四人(特定局長一三五・五五七人ヲ含ム)ニ従事員一人當リ一年實績件數三〇〇ノ十分ノ一即チ三〇ヲ乘ジ^{外務}三五・〇七五

區別	初年度	二年度	三年度	四年度	五年度	計
新契約件數	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
年度末現在契約	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	15,000,000
收入保險料	767,000	1,534,000	2,301,000	3,068,000	3,835,000	11,505,000

備考
 1. 新契約件數ハ左ノ如ク算出セリ
 2. 「中間保險」ノ一件平均保險金額ヲ千五百圓ト見込ミ

「中間保險」實施ノ場合ニ於ケル募集見込

民間無診至保の概要

17. 5. 27.

無診至保制度概要調査ノ處現在迄ニ判明セルモノ左ノ如シ

一、無診至保認可ノ範圍

實施希望ノ生保會社ニハ認可ノ方針

二、保 險 金

千圓ヨリ二千圓迄（當初ノ計畫三千圓迄）

三、前 途 期 間

簡易保險ト同様

四、保 險 料 率

各會社ノ現行保險料率ニヨル

五、保 險 期 間

短期契約ニ限定（三十年満期以下）

六、外 務 員

一般外務員ヲシテ募集セシム

七、其 ノ 他

無診至保實施ニ關シテハ低保險料主義ノ會社及弱小會社ハ難色アルモ高保險料主義ノ會社及大會社ハ實施希望ナリ

備 考

加入年齢其ノ他ニ就テハ目下調査中

保険金最高制限額二千圓引上ノ理由

12.5.15 厚生省会議

戦時下浮動購買力収収ノ強化ヲ圖リ併セテ國民生活ノ安定ヲ確保スル爲、保険金最高制限額ヲ二千圓ニ引上ゲントス

一、一般關係

- (1) 引上ノ理由如何
- (2) 引上限度ヲ二千圓トシタル理由如何
- (3) 引上ニ因ル購買力収収ノ程度如何
- (4) 引上ヲ爲スモ民間保險ノ失フ處ヲ簡保ニ於テ獲得スルコトナリ茲引資金収収ノ増大ヲ圖リ得ザルニアラズヤ
- (5) 前同ノ引上後僅カ一ヶ年ニシテ今又大巾ノ引上ヲ斷行セントスル理由如何
- (6) 購買力収収ヲ目的トスル引上トスレバ尙大巾ノ引上ヲ妥當トス

ルニアラズヤ

- (7) 引上ヲ機會ニ千圓以上ハ非獨占トシテハ如何
- (8) 物價指數及生計費指數ノ情勢ヨリ觀ルトキハ二千圓引上ハ高額ニ過ギズヤ
- (9) 平均保險金額ノ少額ノ點ヨリ觀ルモ二千圓引上ハ過大ニ失セズヤ

三、民間生保ヘノ影響

- (1) 引上ハ民間生保ニ重大ナル悪影響ヲ及ボスニアラズヤ
- (2) 二千圓引上ハ官民兩事業ノ間ニ深刻ナル摩擦ヲ生ズルベシ
- (3) 目下民間生保會社ハ整理ノ途上ニ在ルヲ以テ之ガ完了ヲ俟フテ引上ヲ爲スヲ妥當トセズヤ

勤勞生活者生計費調査

職業別	一世帯一ヶ月生計費支出	同上一ヶ月平均
船料生活者	一、三九四・五〇	一一六・二〇
労働者	一、二六四・八〇	一〇五・四〇

(備考)

本表ハ内閣統計局家計調査報告(自昭和十三年九月)ヲ
 基礎トシ其ノ後ノ物價情勢ヲ考慮シ昭和十七年三月末現
 在トシテ算定セルモノトス

(参照)

葬祭費及醫療費調査

職業別	葬祭費	醫療費	合計
佛蘭生活者	五六九・一六	六一五・八九	一一八五・〇五
小賣商人	六〇三・四七	五二六・九四	一一三〇・四一
手工業者	五一〇・八五	二八九・八〇	八〇〇・六五
農漁(自作又ハ小作)	三八八・六二	三四一・〇六	七二九・六八

(備考)

本表ハ昭和五年當局ニ於テ中産階級以下ノ死亡者ニ就キ調
 査セルヲ基礎トシ其ノ後ノ經濟情勢ノ推移ヲ考慮シ昭和十
 七年三月末現在トシテ算定セルモノトス

物價指數、生計費指數及賃銀指數

年別	區別	生計費指數		賃銀指數
		勞働者	非給生活者	
昭和十三年		一〇〇	一〇〇	一〇〇
十四年		一〇〇	一〇〇	一一三
十五年		三〇	二九	二八
十六年		三六	三四	四三
十七年		三七	三五	五一
	物價指數			
	(三月)	一一三	一一五	一一一

(備考) 物價指數ハ日銀調査東京市内小賣物價。生計費指數ハ内閣統計局調査。賃銀指數ハ商工省調査ノモノニ依ル

成人保険新契約一件平均保険料、保費金額増加状況

年 度	一件平均保険料	一件平均保費金額
昭和十三年度	一・一・二	二六九・六〇
十四年度	一・一・六	二九四・一九
十五年度	一・五・三	二七九・三四
十六年度	一・二・六	二八三・五〇
十七年度	一・六・七	三四六・一七

備 考

昭和十七年度ハ東京支局五月十一日、福岡支局同八日、仙臺支局同九日、京都支局同七日迄ノ受入日報ニ付キ調査セルモノトス

民間生保千圓超過二千圓以下新契約状況（昭和十六年）

會社階級別	保額金額別		合計	同上ノ新契約總數ニ對スル割合
	千圓超過	二千圓未滿		
五大會社	人員 一二、三四五 金額 一、八八六八	人員 五五〇、三四二 金額 一、〇〇六八	人員 六七三、七九六 金額 二、八九三六	二六・四
中區二會社	人員 一、六〇二 金額 一、七四〇三	人員 三〇、四二五 金額 六〇、八五〇	人員 四二、〇二七 金額 七八、二五三	一〇・四
被整理最九社	人員 一、三四〇五六 金額 二〇六、〇八四	人員 五八〇、七六七 金額 一、一六、五三四	人員 七一九、八二三 金額 一、三六、六一八	二四・二
合計	人員 一、三四〇五六 金額 二〇六、〇八四	人員 九三〇、八九四 金額 一、一八、〇八四	人員 一、二七〇、九五〇 金額 二、二四六、一六二	二〇・五
總計				

（備考） 本表ノ計數ハ推算ニ依ルモノトス

民間生保一千圓乃至二千圓新契約状況（昭和十六年）

一、千圓以下ハ、二、千圓以上トシテ、三、千圓以上トシテ、

會社名	一千圓程		二千圓程		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
帝國	一、八八八	一、七五五	六、七七一	一、三五五	二、二五五	三、〇〇〇
明治	一、五五五	一、五五五	四、八八八	九、七七一	一、八〇〇	二、三〇〇
第一	一、四四四	一、四四四	六、三三三	一、二六六	五、〇〇〇	六、二六六
千代田	一、三三三	一、三三三	六、六六六	一、二二二	一、九八八	二、六六六
日本	二、七七八	二、八八八	一、七九九	三、六六六	四、四六六	七、一三三
住友	一、二二二	一、二二二	四、七七八	八、八八八	一、六六六	二、二二二
三井	一、一〇〇	一、一〇〇	三、三三三	六、六六六	一、七七八	二、二二二
安田	一、二二二	一、二二二	三、三三三	六、六六六	一、二二二	一、二二二
野村	八、七七七	八、七七七	二、七七七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
第百	二、六六六	二、六六六	三、三三三	一、〇〇〇	二、六六六	三、三三三
大同	六、六六六	六、六六六	一、六六六	八、八八八	八、八八八	一、〇〇〇
愛知	八、八八八	八、八八八	一、六六六	三、三三三	三、三三三	三、三三三
(小計)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
日産	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
太田	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
片倉	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
前川	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
有隣	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
福壽	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
板谷	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
富士	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(小計)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
總計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

一、日産以下ハ、新契約會社トス
 二、一千圓程、二千圓程ハ、夫々一千圓、二千圓契約
 ヲ大部分トシ、一千圓超過二千圓未滿、二千圓超過三
 千圓未滿契約ヲモ、多少包含スルモノトス

民間生保會社整理統合案

現存會社名	整理統合方針	備考
<p>五五大社 日 第一 明 千 管 本 一 治 代 國</p> <p>五財五會社 住 三 安 野 野 友 井 田 村 百</p>	<p>(富士ヲ合併) (大正・日本教育ヲ合併) (有隣・福壽ヲ合併) (板谷ヲ合併) (大島・片倉・前川ヲ合併)</p>	
<p>中堅二社 大 愛 岡 岡</p> <p>技 整 理 會 社 日 板 片 有 太 大 前 野 富 日 重 谷 倉 隣 陽 正 川 壽 士 本 教 育</p>	<p>(不明) 千代田ニ合併 帝國ニ合併 明治ニ合併 帝國ニ合併 第一ニ合併 帝國ニ合併 明治ニ合併 日本ニ合併 第一ニ合併</p>	<p>既ニ整理着手 同 右 同 右</p>

(註)一、本案ハ大蔵省ノ確定案トシテ傳ヘラルモノ
ニ右ノ外日本國保・協榮生命及養兵三社(帝國・日本・第一)
アリ養兵三社ハ將ニ一社ニ統合スベク目下計畫中ト傳ヘラル

保股金額千圓ニ對スル同業保股保股料(月額)

入 年 保 額	保 額	保 額
五 五 四 四 三 三 二 二 一 一	五 〇 五 〇 五 〇 五 〇 五 〇	十五 年 滿 期 養 老
七 六 六 五 五 五 五 五 五 五	七 〇 六 〇 五 〇 四 〇 三 〇 二 〇	二十 年 滿 期 養 老
八 八 八 八 八 八 八 八 八 八	八 〇 七 〇 六 〇 五 〇 四 〇 三 〇	三十 年 滿 期 養 老
九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 〇 八 〇 七 〇 六 〇 五 〇 四 〇	四十 年 滿 期 養 老
十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	十 〇 九 〇 八 〇 七 〇 六 〇 五 〇	五十 年 滿 期 養 老

昭和十七年四月

民間無診查保費反對理由

12月10日 東京
逕啓者、上ノ合同會議
ニ提呈スル



四
以下、補遺
民間無診查保費反對理由
逕啓者、上ノ合同會議
ニ提呈スル
12月10日 東京
逕啓者、上ノ合同會議
ニ提呈スル

目次

民間無診查保費反對理由

一	無診查保費下死亡率	一
二	契約、多寡下迎避、影響	二
三	無診查保費下保費料	三
四	無診查保費下制約期間	四
五	醫師、拂底下共同診查	五
六	外國、無診查保費下、比較	六
七	簡保獨占、其後下無診查保費	六
「資料」		
(一)	民保下簡保、實際死亡率比較	九
(二)	年齢別死亡率比較	九

(一)	合計死亡率比較	一〇
(二)	年齢別死亡率比較	一一
(三)	民保卜簡保、進過年数別死亡率比較	一三
(四)	同上比較圖	一五
(五)	民保卜簡保、金額階級別死亡率比較表	一七
(六)	同上比較圖	一九
(七)	民保卜簡保、新契約締結件数比較	一八
(八)	（民保一千圓以下卜簡保七百圓以下六百圓以上、件数比較）	一八
(九)	民保、契約成立及締結割合	二一
(一〇)	民保、申込成立状況	二一
(一一)	民保契約締結状況	二二
(一二)	民保卜簡保卜、年数別保費率比較表	二三
(一三)	十五年満期養老	二五
(一四)	二十年満期養老	二五
(一五)	制訂期間ニヨル超過死亡負擔割合	二六
(一六)	民保診査費額（参考 米國ニ於ケル診査費）	二六

(一七)	日英獨主要死因別死亡率比較表	二七
(一八)	一五歳	二七
(一九)	二〇歳	二八
(二〇)	同上比較圖	二八
(二一)	全上比較圖	二九
(二二)	締結後經過年数別死亡率比較表及全上比較圖	三一

民間無診査保険反對理由

一、無診査保険ト死亡率

民間會社カ無診査保険ヲ實施スレハ死亡率ハ有診査保険ニ比シ昂騰スルハ必然的ナリ、其ノ増加ノ程度ハ正確ニハ推斷シ難キ處ナリト雖モ無診査制ヲ採ル簡保、實際死亡率ニ接近スルカ或ハ之ヲ突破スルノ可能法アリ(三、參照)

試ニ簡保ト民保トノ最近ニ於ケル死亡率ヲ比較スルニ(資料(一)(二)(三)參照)

(1) 年齢別死亡率ニ於テハ各年齢毎ニ民保ハ簡保ヨリモ著シク低率ヲ示シ其ノ合計死亡率ハ平均五割程度、差異ヲ示ス

(2) 経過年數別死亡率ニ於テハ経過年數短キ間ハ特ニ民保低率ニシテ其ノ差著シク六割乃至十割ノ差ヲ示シ、診査效力、有効期間経過後ト雖モ十年以内ハ三割乃至五割、其後ハ一割乃至二割程度ノ差ヲ示ス

(3) 金額階級別死亡率ニヨレハ簡保ハ一級ニ高金額契約ニ於テ高率ヲ示ス

ニ反シ、民保ハ高金額トナルニ從ヒ漸次診査嚴重トナル結果死亡率ハ逆現象ヲ呈ス

斯ノ如ク死亡率ニ顯著ナル差異アルハ畢竟有診査ト無診査トノ制度ノ差異ニ起因スルモノナリ

三、契約ノ多寡ト逆選ノ影響

簡保ノ如ク國民ノ過半カ加入スル保険ニ在リテハ假令逆選ノ潛入アリトスルモ全體トシテ概ルトキハ加入者ノ健康状態ハ好惡相殺サルヲ以テ其ノ死亡率ハ國民死亡率ニ接近シ結局逆選ノ影響ハ輕微トナリ茲ニ有診査制ヲ適當トスル積極的の理由存在スルモ、民保ニ在リテハ住實上簡保ニ及ホス影響ハ大倉契約中ニ於ケル其レノ比ニ非ナル事情アリ。特ニ小會社ニ於ケルコレニ由ル惡影響ハ甚大ナルモノアリト懸料セラル

109

(資料(四)参照)

三、無診査保険ト保険料

無診査保険ニ於ケル死亡率ノ昂騰ハ不可避ノ問題ナルカコレニ因ル死亡損ノ填補ハ豫定死亡率ノ増ニヨル保険料引上ニ依ルヲ通常トス然シ乍ラ民間保険ニ有診査ト無診査ノ兩保險カ併存シ且ツ保険料ノ高低ニ存スル限リ前者ニハ強壯ナルモノカ主トシテ加入スルニ反シ、後者ニハ弱體者ノミカ加入スル傾向ヲ助長シ、窮乏ニ於テハ無診査ノミヨリナル簡保ヨリモ迎選ノ程度ハ濃厚トナルヘキカ故ニ死亡率モ簡保ヨリ高率トナル可能性アリト推測セラル
果シテ然リトセハ豫定死亡率ハ相當高率ニ決定セラレサルヘカラサルカ故ニ延テハ保費料モ簡保以上タルコトヲ要スヘシ
(資料(四)参照)

四、無診査保険ト削減期間

無診査保険ヲ假ニ有診査保険ト同一保険料ヲ以テ創始スルトセハ死亡率悪化ヨリ來ル損失填補ハ削減期間ノ設定ニ依ラサルヘカラサルモ、此ノ方法ニ依レハ假ニ實際死亡率ヲ簡保ト同程度トシタル場合^{及至後述ノ削減期間}凡ソ二十年滿期ニ於テハ五年乃至六年程度、十五年滿期ニ於テハ四年乃至五年程度、十年滿期ニ於テハ三年程度タルコトヲ要ス、斯ノ如キ長期ノ削減期間ノ設定ハ保險トシテノ意義ヲ減殺スルモノニシテ生命保險制度ノ價值ヲ甚シク低下セシムルモノト謂ハサルヘカラス
(資料(四)参照)

五、醫師ノ携任ト共同診査

民間保險カ無診査保険ノ創始ヲ提唱スル理由ノ一トシテ診査醫ノ携任ヲ要クルモ、之ハ現在民間會社カ診査醫ヲ個別的ニ雇傭シ所謂個人主義的經營ヲ改メサル結果ニシテ、近ク統制會ノ設定アリタル場合共同診査

ノ方法ヲ採用スルニ於テハ此ノ問題ハ容易ニ解決シ得ルノミナラス又以テ事業發達約策ノ一助ト爲スヲ待ヘシ

六、外國ノ無診査保險トノ比較

外國ノ無診査保險事業カ死亡損ヲ伴ハス堅實ニ經營シツツアリトスルモ之ヲ以テ直ニ我國ニ於テモ同様ナル效果ヲ得ルト爲スハ當ラズ。蓋シ別表ニ示ス如ク(資料(四)參照)我國ト外國トノ主要死因別死亡率ヲ比較シ觀ルニ結核、消化器疾患、腦神經系疾患等比較的外國ニ其ノ發達ノ現ハレサル死因ニ依ル死亡率ニ於テ我國ハ壓倒的ナル高率ヲ示シ、之カ無診査保險ニ及ホス影響ハ外國ノ比ニアラサルコトヲ孰知シ得ルノミナラス、他國外國ニテハ診査費比較的高額ニシテ米國ノ如キ一千弗ニ付キ最低五弗ナルヲ以テコレニ依ル事業費、節約ハ相當多額ナルニ拘ラス我國ノ診査費ハ保險金千圓當リ二圓程度ニ過キサルヲ以テコレニ依リテ得ル利益ハ甚タ僅少ナル事情アリ(資料(四)參照)

七、簡保獨占ノ意義ト無診査保險

簡易生命保險法ハ簡保ノ官營獨占事業タルコトヲ規定ス、コレ簡易保險ヲシテ民間保險ト無益ナル對立抗爭ヨリ避ケシメ以テ其ノ社會政策的使命ノ達成ヲ圖ランカ爲ニ法ノ與ヘタル特種ナリ

茲ニ簡保ノ獨占トハ簡易保險ナル事業ノ獨占ニシテ更ニ之ヲ獨的ニ謂ヘハ簡保事業ヲ特種付ケル諸制度ノ全體的ナル獨占ヲ意味スルコトニ歸着スヘシ

即チ保險金額、無診査制度、削減期間、^{引附}集金制等ニヨリテ特種付ケラレタル組織、全體ヲ謂フモノナルヘシ

簡保ノ獨占ハ斯ク全體的ナル事業ノ獨占若クハ其ノ特種ヲナス諸制度ノ全體トシテノ獨占ヲ意味スト雖モコトハ簡保ヲ特種付ケル個々ノ制度ハ當然民間保險ノ自由ニ實施シ得ル範圍ニ在リトノ意味ヲ與フルモノニハアラス

簡保獨占ノ意義カ其ノ社會政策的使命ノ達成ノ爲民保トノ無益ナル競争

ノ併除ニアリトセハ斯カル個々ノ制度ナリト雖モ簡保ノ獨自性ヲ浸奪シ
其ノ社會的使命達成ニ阻害ヲ生セシムル弊レアル場合ハ民保ニ對シ之カ
許容セラルル限りニアラサルヘシ、即チ斯カル場合ハ個々ノ制度自體既
ニ獨占ニ屬スト稱スルモ可ナラン、此ノ點ニ付キ簡保ノ特長ヲ爲ス制度
ニシテ既ニ民保保險ノ採用ヲ認可セラレタルモノアリト雖モ違ハ此等ノ
制度方民保ニ認可アルモ簡保ノ健全ナル發展ニ大ナル障礙トナルモノ
アラスト認メラレタルヲ以テナルヘシ
他フニ無診査制度ハ簡保ト民保トヲ分ツ最後ノ一點ニシテ簡保保險法約
十五條ハ單ニ簡保ノ無診査制度ヲ規定シタルニ止マラス之ヲ以テ簡保ノ獨
占トナシタル規定ナリト解スヘシ
即チ上述(一乃至六)ノ如キ種々ノ理由アルヲ以テ我國ノ生命保險ハ民
保ノ診査制度ニ對シ簡保ハ無診査制度トシ兩者各獨自ノ性格ト分野トヲ
保持セシムル趣旨ナリト謂ヒ得ヘシ

資料

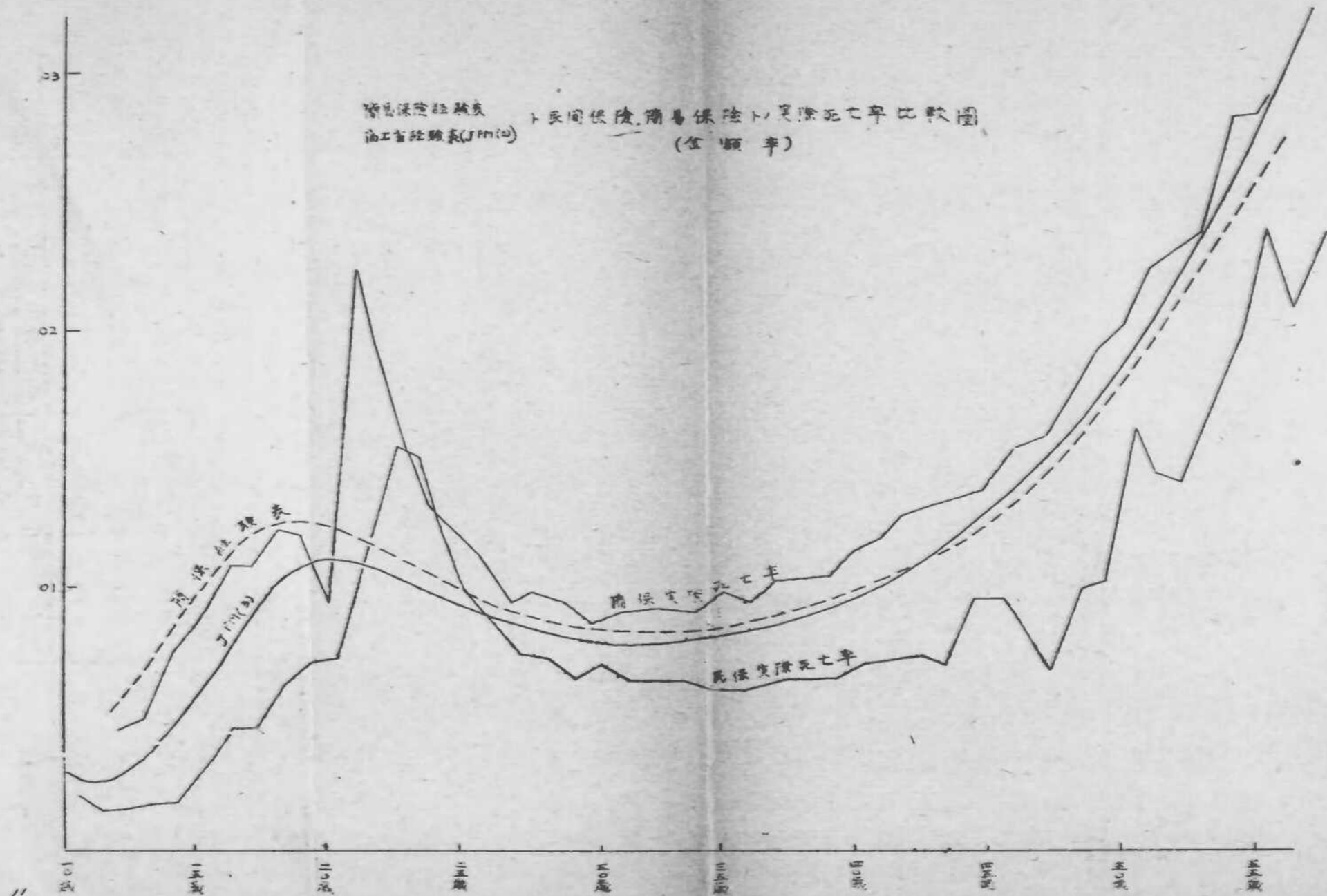
(一) 民保ト簡保ノ實際死亡率比較(昭和十四年度)
 (二) 年齡別死亡率比較

年 齡	(1) 簡保死亡率		(2) 民保死亡率		(1) 件 數	(2) 保 險 金 額
	件 數	保 險 金 額	件 數	保 險 金 額		
一 二 歳	・〇〇三八九	・〇〇四三三	・〇〇一六〇	・〇〇一三九	二・四三一	三・一一五
一 五 歳	・〇〇七七四	・〇〇八六二	・〇〇三六五	・〇〇三〇六	二・一三一	二・八一七
二 五 歳	・〇〇九六二	・〇〇九四九	・〇〇七五九	・〇〇七五一	一・三〇二	一・二九八
三 五 歳	・〇〇一〇七	・〇〇二〇三	・〇〇九七六	・〇〇九七二	一・一三四	一・二三八
四 五 歳	・〇〇八三七	・〇〇八七四	・〇〇七三五	・〇〇六九八	一・一五九	一・二五二
五 五 歳	・〇〇九三五	・〇〇九八〇	・〇〇六七八	・〇〇六〇四	一・三七九	一・六二五
六 〇 歳	・〇〇一〇五	・〇〇一四五	・〇〇七五七	・〇〇七〇八	一・三六七	一・六一七
計	・〇一五五三	・〇一五三一	・〇一三三八	・〇一六五三	一・五七〇	一・二三一

(四) 合計死亡率比較

年 齡	(1) 簡保死亡率		(2) 民保死亡率		(1) 件 數	(2) 保 險 金 額
	件 數	保 險 金 額	件 數	保 險 金 額		
一 二 歳	・〇二四八四	・〇二八〇二	・〇二一六八	・〇二四二八	一・一四六	一・一五四
一 五 歳	・〇四二〇七	・〇四一五三	・〇三一三四	・〇二八六二	一・三四二	一・四五一
計	・〇一五五三	・〇一五三一	・〇一三三八	・〇一六五三	一・四九二	一・五九四

年 度	(1) 簡保死亡率		(2) 民保死亡率		(1) 件 數	(2) 保 險 金 額
	件 數	保 險 金 額	件 數	保 險 金 額		
一〇年度	・〇一三四九	・〇一三九八	・〇〇九九八	・〇〇八九六	一・三五二	一・五六〇
一一	・〇一五〇八	・〇一三四六	・〇一〇一八	・〇〇九一二	一・二八五	一・四七六
一二	・〇一四二一	・〇一四五〇	・〇一〇三二	・〇〇九三二	一・三七七	一・五五六
一三	・〇一四九八	・〇一五一一	・〇一〇四八	・〇一〇五一	一・三〇五	一・四三八
一四	・〇一五五三	・〇一五二一	・〇一〇四一	・〇〇九五四	一・四九二	一・五九四

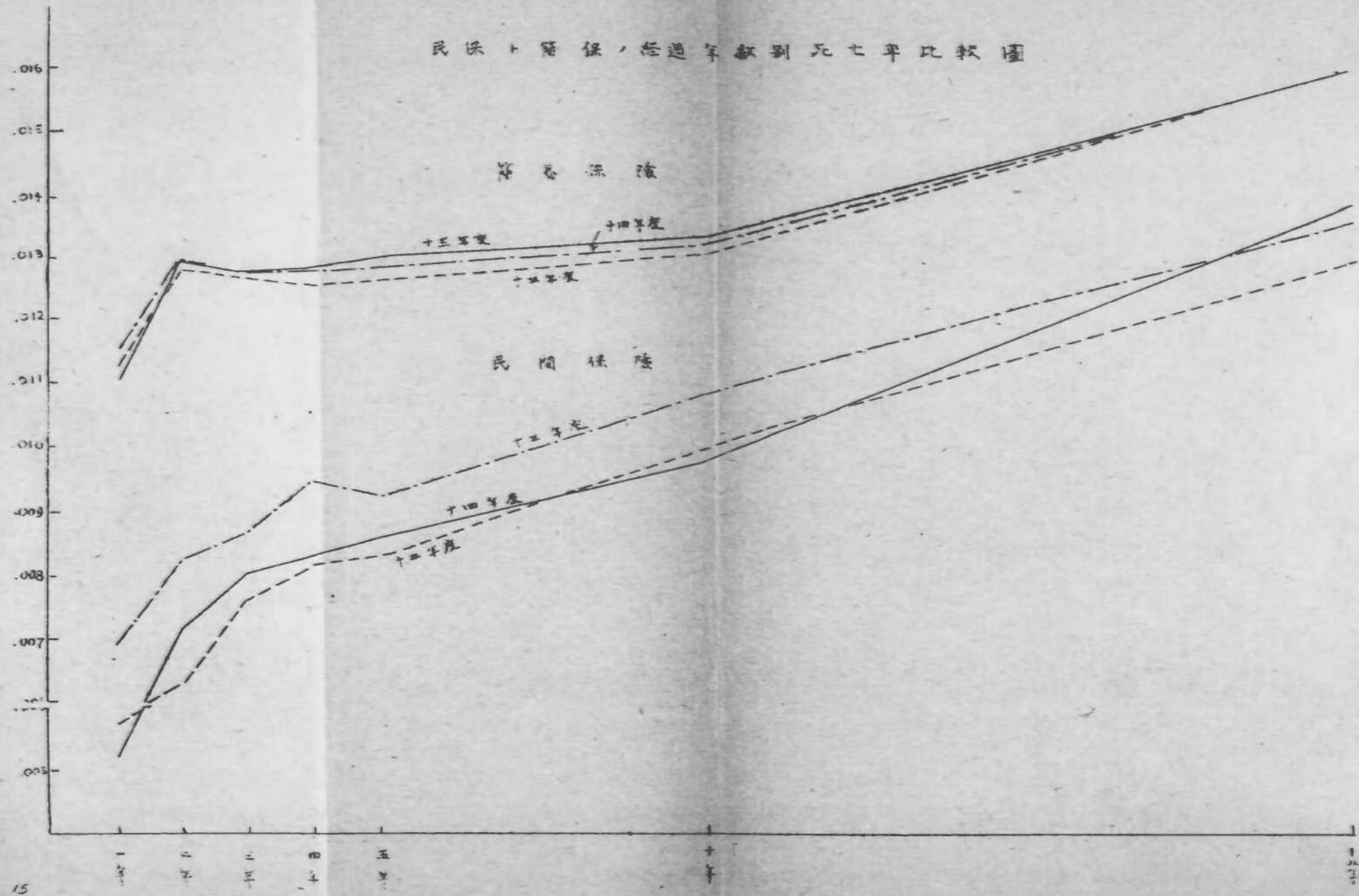


裏面白紙

(二) 民保ト竹間保ノ経過年数別一死亡率比較

経過期間	簡保経過年数別死亡率 (昭和三年度)	民保経過年数別一死亡率		簡保ノ民保ニ對スル割合	
		昭和十二年度	全十三年度	昭和十二年度	昭和十四年度
一年以内	・〇一〇九九	・〇〇五七一	・〇〇六八九	一九二五	二一五五
二年	・〇一二九四	・〇〇六三四	・〇〇八二三	二〇〇一	一五七二
三年	・〇一二七八	・〇〇七六二	・〇〇八七三	一六七七	一四六四
四年	・〇一二八二	・〇〇八一七	・〇〇九五四	一五七〇	一三四五
五年	・〇一二九八	・〇〇八三一	・〇〇九二八	一五六二	一三九九
十年	・〇一三三五	・〇〇九〇八	・〇一〇九六	一三二四	一三一八
二十年	・〇一六〇五	・〇一三〇六	・〇一三六三	二二二九	一四七八
					一四四四

民保、醫保、総過年数別死亡率比較圖



裏面白紙

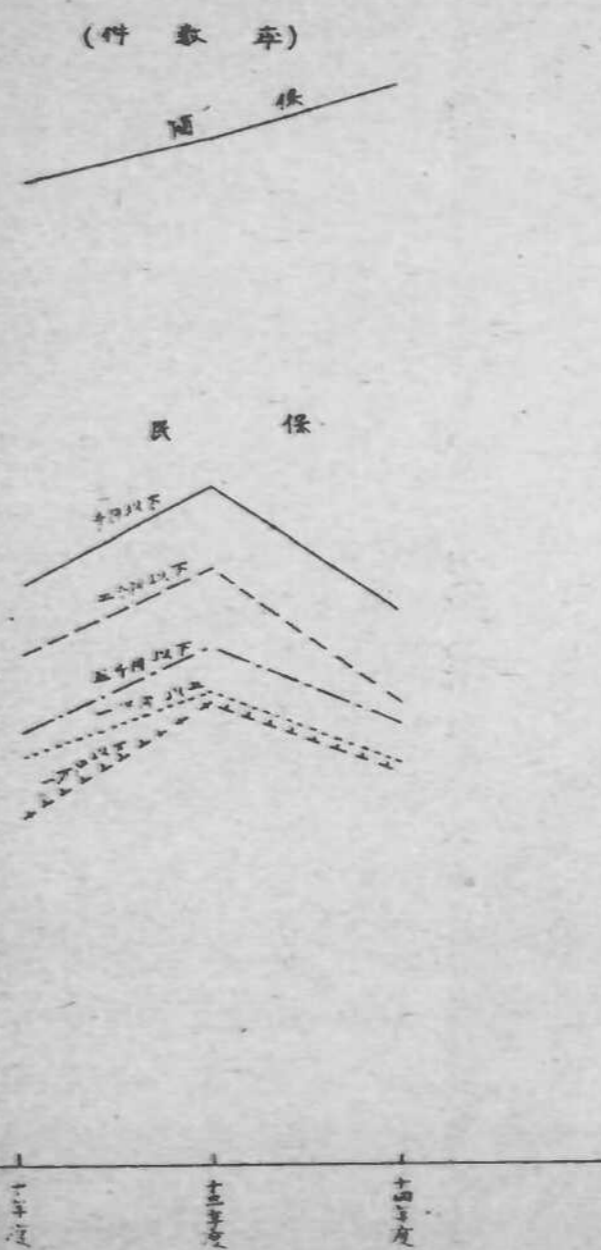
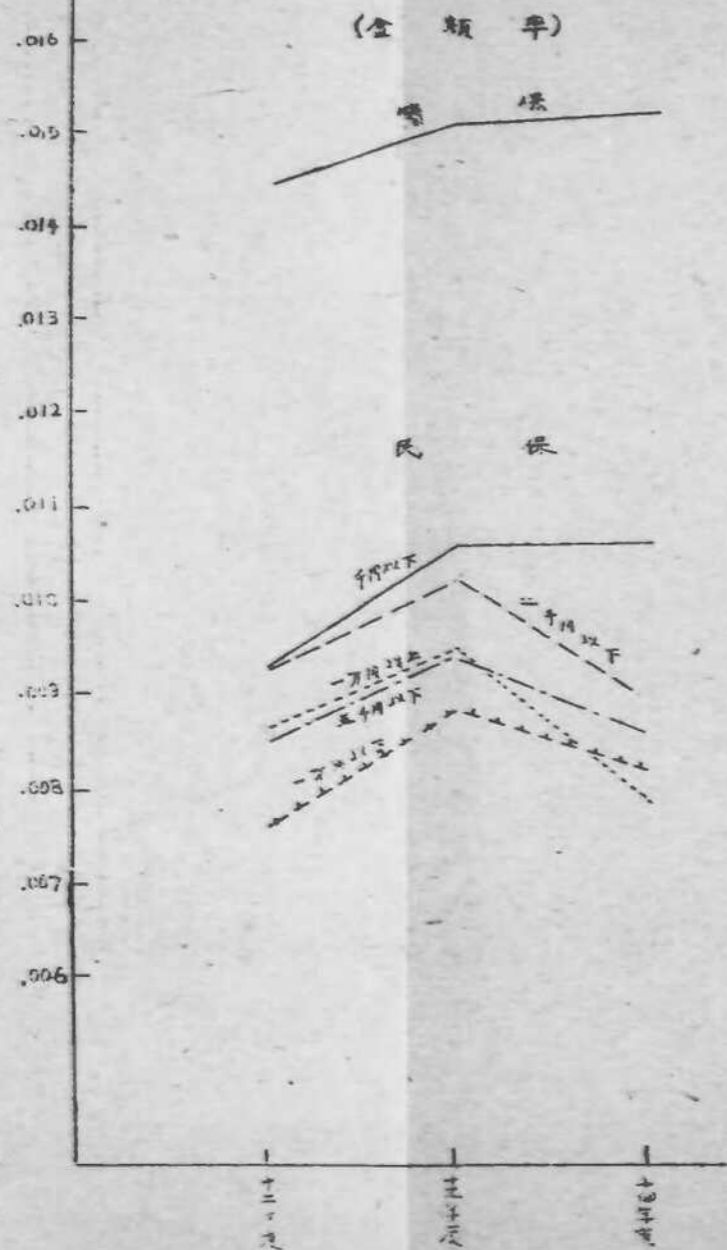
(三) 民保卜簡保ノ金額階級別死亡率比較表 (昭和十四年度)

保 種	保 簡	保 民	種 別	保 險 金 額 階 級 別	件 数	保 險 金 額
				二百円以下	・〇一・一一一	・〇一・一一五
				四百円	・〇一・二一八	・〇一・二二二
				六百円	・〇一・五五二	・〇一・五五五
				七百元	・〇一・四三八	・〇一・四三一
				一千元以下	・〇〇・九九四	・〇一・〇五九
				二千元	・〇〇・九〇五	・〇〇・八九四
				五千元	・〇〇・八七〇	・〇〇・八五六
				一万円	・〇〇・八二八	・〇〇・八一三
				一万円以上	・〇〇・八三〇	・〇〇・七九三

(四) 民保卜簡保卜、新契約比較 (昭和十五年度) (民保一千元以下卜簡保六百円以上七百元以下、件数比較)

種 別	新契約總数		内 訳
	件 数	保 險 金 額	
民 保	六九三・七〇三 件	四三三・五五〇 千円	民保一千元以下五百円以上契約 簡保七百円以下五百円以上契約
簡 保	七五〇・二八四 件	二〇九・五八五 千円	
計	一・〇〇八・一三六 件	六四三・一三五 千円	

民保卜簡保ノ金額階級別死亡率比較圖



裏面白紙

(五) 民保、契約成立及謝絶割合
 (1) 民保、申立成立状況

年度	件数	保費金額	契約成立	契約不成立	謝絶	不成立内詳	契約成立割合
十一年度	28,129	2,484,570	14,703	3,415	11,010	230,445	81
十二年度	29,857	2,685,778	16,280	3,556	11,474	299,645	72
十三年度	29,546	2,575,766	17,572	3,903	11,771	328,849	73
十四年度	29,343	2,515,346	15,576	4,147	12,281	365,551	75
十五年度	29,546	2,575,766	17,572	3,903	11,771	328,849	73

(四) 民保契約謝絶状況

年度	新契約成立数	保費金額	謝絶数	保費金額	割合(1)	割合(2)
十一年度	28,129	2,484,570	11,010	2,517,977	70.2	85.7
十二年度	29,857	2,685,778	11,474	2,858,945	71.8	86.0
十三年度	29,546	2,575,766	11,771	2,655,110	72.7	86.7
十四年度	29,343	2,515,346	12,281	2,697,180	73.2	89.5
十五年度	29,546	2,575,766	11,771	2,697,180	73.2	89.5

(六) 国民保下竹間保下ノ年掛保額料比較表
 (H) 十五年満期養老保額

契約年令	簡保	高率配		第一	低率配	
		帝國	明治		日本	三井
一〇	六一八	六七四	六八五	五九一	五九〇	五八六
一五	六四〇	六七四	六八五	六一〇	六一二	六〇七
二〇	六四〇	六七九	六八五	六一三	六一七	六一二
二五	六三九	六八四	六八六	六一三	六一〇	六一五
三〇	六三九	六八九	六八七	六一三	六一〇	六一四
三五	六三六	六九四	六八七	六一七	六一七	六一二
四〇	六三五	七〇四	七一四	六一七	六一七	六一〇
四五	六八八	七四六	七五一	六七〇	六六八	六六一
五〇	七三八	八〇一	八〇二	七六三	七六一	七一一
五五	八〇九	八八二	八八二	八〇七	八〇四	七九三
六〇		九八九		九三六	九三四	九一九

備考 竹間保ノ保額料ハ一年分前納ノ場合ヲ示ス

(H) 二十年満期養老保額
 (對保額金千円)

契約年令	簡保	高率配		第一	低率配	
		帝國	明治		日本	三井
一〇	四四七	五〇五	五〇六	四三〇	四三〇	四二六
一五	四六六	五〇五	五〇七	四四六	四四九	四四四
二〇	四六〇	五〇八	五〇八	四四六	四五二	四四七
二五	四五三	五一〇	五一〇	四四七	四五二	四四七
三〇	四五三	五一五	五一二	四四七	四五二	四四七
三五	四六六	五二〇	五一四	四六一	四五五	四五五
四〇	四六一	五二〇	五一四	四六一	四五五	四五五
四五	四五三	五二五	五一五	四六一	四五五	四五五
五〇	五九一	五二五	五一五	四六一	四五五	四五五
五五	五九一	五二五	五一五	四六一	四五五	四五五
六〇		五二五	五一五	四六一	四五五	四五五

備考 竹間保ノ保額料ハ一年分前納ノ場合ヲ示ス

(七) 削減期間ニ依ル超過死亡員担割合

削減ノ條件	契約年数	超過死亡員担割合		
		十年満期養老	十五年満期養老	二十年満期養老
第一年 既押保原料 第二年 保原金、1/3 第三年 2/3	二〇歳 三〇	四八% 四六	三五% 三〇	二八% 二三
第一年 既押保原料 第二年 保原金、1/2	二〇 三〇	三六 三四	二六 二三	二一 一八
第一年 既押保原料 第二年 保原金、1/2	二〇 三〇	四八 四五	三五 三〇	二八 二三
第一年 既押保原料 第二年 〃	二〇 三〇	六四 六七	四三 五〇	三一 四一
第一年 既押保原料 第二年 保原金、1/2	二〇 三〇	五八 五五	四三 三六	三四 二八

(八) 民保診査費調 (参考 米國ニ於ケル診査費)

年 度	一件當診査費	保原金 千円當診査費
昭和十一年度	三、七〇	二、〇〇
〃 十二年度	三、七〇	一、九〇
〃 十三年度	三、四〇	一、八〇
〃 十四年度	三、四〇	一、七〇

参考

米國ニ於ケル診査費ハ 一千円(保原金)ニ付最低五円。
 一千円以上八千円ヲ増ス毎ニ二円ヲ加フ。
 例ハバ 保原金二千五百円ニ對シテハ診査費八円トス。

(1) 十五歳—二十九歳

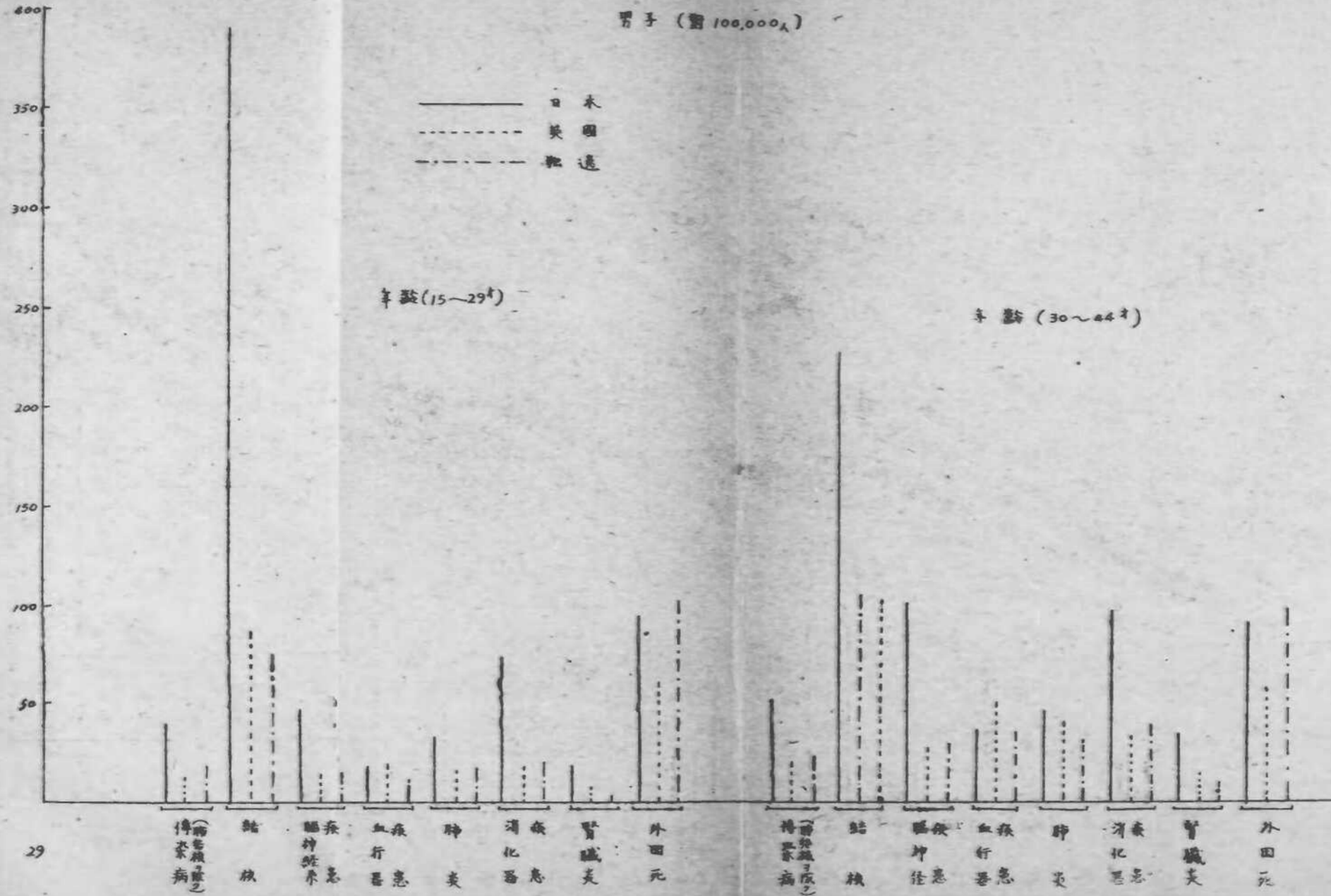
死因別	日本		英國		獨逸	
	男	女	男	女	男	女
總死亡率	八二六	八六六	二七〇	二四七	二九五	二五五
傳染病	四〇	三六	一三	一〇	一八	二四
結核	三九二	四二三	八六	一〇四	七三	九〇
呼吸器疾患	八四	一〇〇	二三	一四	二二	一六
内臓炎	三三	四二	一七	一〇	一七	一二
神經系疾患	四六	四二	一五	一一	一五	一二
血行器疾患	一八	二九	一一	二六	一一	一四
消化器疾患	七二	九一	一八	一〇	二二	一六
腎臟炎	一九	二七	八	八	四	五
外因	九四	三八	六一	一五	一〇	二五

(2) 三十歳—三十九歳

死因別	日本		英國		獨逸	
	男	女	男	女	男	女
總死亡率	八一七	八三八	四三一	三六六	四四七	三九五
傳染病	五二	四五	一一	一六	二五	二四
結核	二二六	一九一	一〇六	七〇	一〇一	七五
呼吸器疾患	八七	七九	五六	二八	四三	三〇
内臓炎	四七	四二	四〇	二〇	三二	二三
癌及腫瘍	三五	六八	三九	六四	三三	六六
神經系疾患	一〇〇	八四	二八	二四	二九	二六
内臓溢血	五〇	四五	六	七	七	七
血行器疾患	三七	五四	五一	五二	三七	三六
消化器疾患	九七	九九	三五	二五	三九	二七
腎臟炎	三四	五六	一四	一四	一一	一〇
外因	六一	五〇	五八	一九	九九	二七

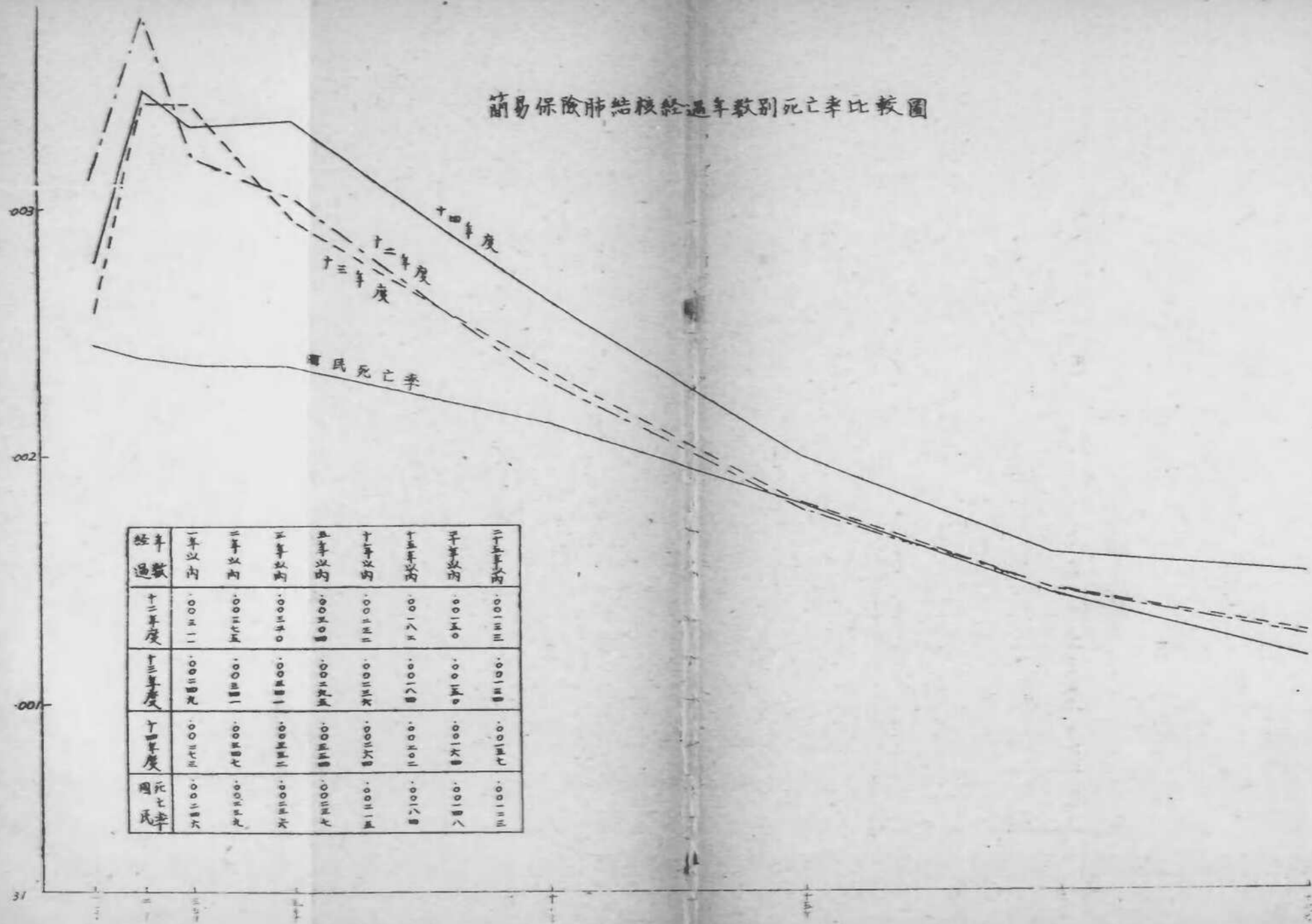
日英獨主要死因別死亡率比較圖

男子 (每 100,000 人)

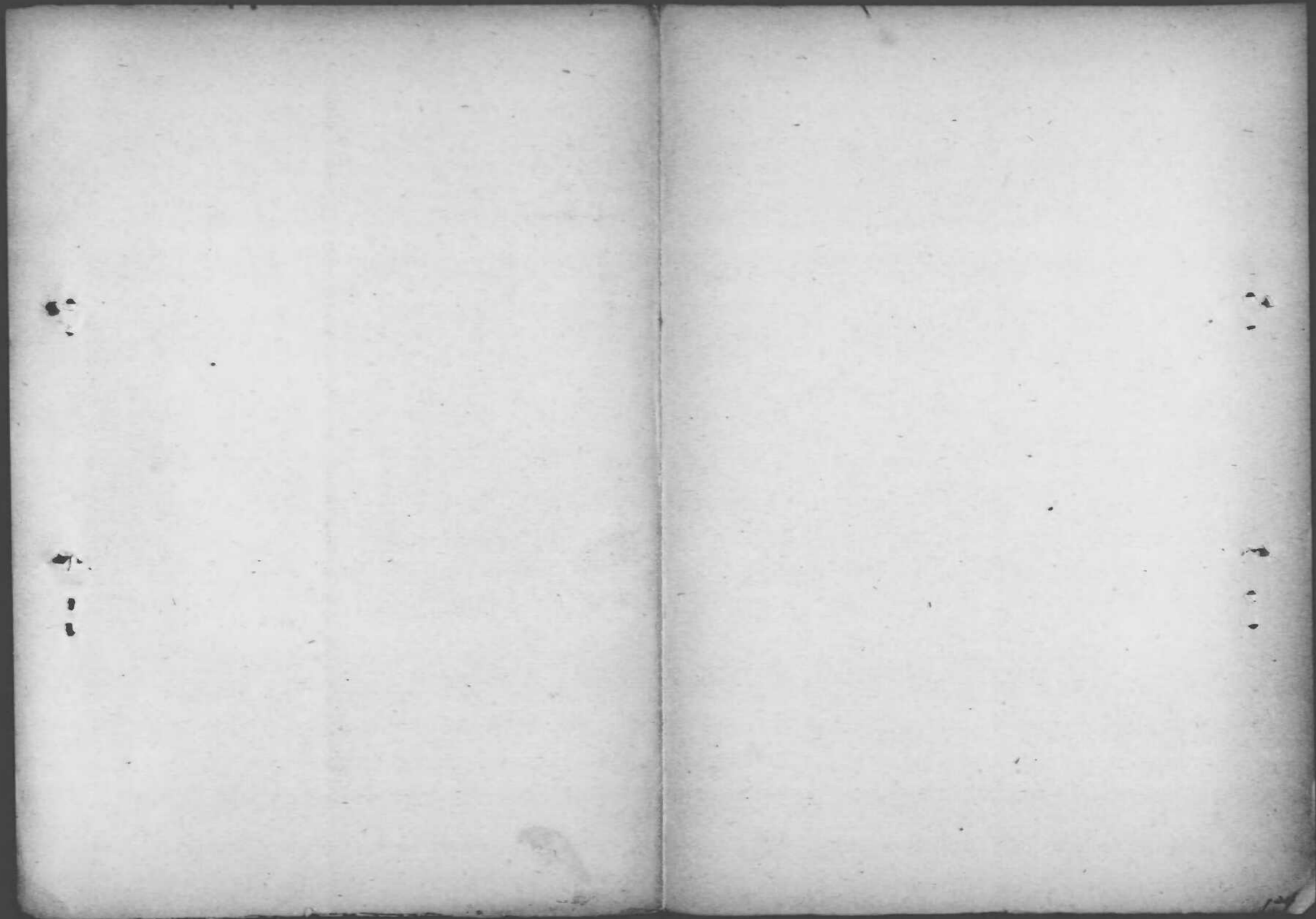


裏面白紙

簡易保險肺結核經過年數別死亡率比較圖



裏面白紙





民間無診査保険實施計畫ニ對スル當局對策

12. 4. 28 改訂

大藏省監理局ニ於テハ民間生保會社方面ヨリノ要請ニ基キ千圓乃至三千圓程度ノ無診査保險ヲ認可セントスルノ情勢ニ在ルモ、若シ此ノ際當局ニ於テ之ガ實施ヲ承認センカ、將來保險金最高制限額ノ引上ヲナスニ當リテハ結局官民同一分野ニ於テ競合スルコトナリ、簡易保險事業ノ獨占ハ此ノ範圍ニ於テ侵犯セラレ簡易保險ノ意義ニモ重大ナル變革ヲ來タスコトナルヲ以テ無診査保險實施計畫ニ對シテハ此ノ際當局トシテモ充分ナル對策ヲ講ズルノ要アルモノトス。

第一案 無診査保險兩營獨占案

一、無診査保險ノ如ク死亡危險ニ付キ相當考慮ヲ要スル保險種類ニ付テハ現ニ大規模組織ニ依リ生命保險ヲ經營セル國家ニ於テ一元的經營スルヲ妥當トス。而カモ

二、簡易保險ハ無診査保險トシテ今日迄二十有六年ノ長キニ亘リ經營セラレ深キ經驗ヲ有スルヲ以テ無診査保險ハ總テ簡易保險局ヲシ

テ經營セシムルヲ妥當トス

第二案 條件ヲ附シテ無診査保險ヲ認ムルコト

一、無診査保險ノ範圍ヲ二千圓以上トシ、簡易保險トノ間ニ千圓ノ隔ヲ設クルコト

(註) (一) 無診査保險ノ最低制限ヲ二千圓トスルトキハ今日既ニ簡

易保險ノ最高限度ヲ明示スルノ嫌アリ

(二) 民間生保會ニ於テハ千圓乃至二千圓程度ノ契約ガ新契約ノ大半ヲ占ムル現狀ニ照シ、民間無診査保險ヲシテ有名無實ナラシムル結果トナル

二、將來簡易保險ニ於テ最高制限額ノ引上ヲ爲シタルトキハ之ガ實施ノ時ヨリ其限度迄新契約ヲ停止スルコトトシ、公文ヲ以テ明カニ此ノ點ヲ協定シ置クコト

(註) 本案ニヨリ無診査保險ノ實施ヲ認ムルトキハ將來簡易保險ノ最高制限額引上ハ著シク困難トナルベシ

昭和十七年四月

外國無診査保險資料

簡易保險局業務

17. 4. 27 事務用

目次

- 一、各國無診査保險ノ概要（獨、英、米）
- 一、米國ニ於ケル無診査保險
- 一、繼育生命ノ無診査保險死亡經驗
- 一、獨逸一九三九年度末無診査普通保險普及狀況
- 一、獨逸ニ於ケル無診査及有診査保險料率比較

各國無診至保版ノ概要

種別	加入年	創設期間	保料	被保険者ノ選擇	死亡率	事業成績	外務員制限	他社ノ無診査保契約ノ考慮	外務員手数料	無診ノ節約
英國	終身ハ二〇以上六〇以下	一年內死亡ニハ、拂込保料ノ二分ノ一ヲ普通トス、但前減額同ヲ一年トスルモノ又全廢スルモノアリ	有診査保料ニ比シ高率トセルモノアリ、又前診査保料ト同額ナルモ保料ノ千分ノ三ノ特別保料アリ、最初ノ十年間敷收スルモノ	1	既シテ有診査ニ比シ高率ニシテ其ノ一例左ノ如ク、一九二九年度ニ於テハ、一社ノ危險保料中、保料金トシテ支出セラルル割合、左ノ如ク、 有診査 四九・〇 無診査 六八・〇	一九三九年度末現在契約高率、 一九三九年度末現在契約高率、 一九三九年度末現在契約高率、 一九三九年度末現在契約高率、	1	1	1	
美國	一五歳一五〇歳ヲ普通トス	現在ハ附セザルモノ多シ	有診査ト同額ナルヲ普通トス、此ノ場合ハ加入年別ノ制限アリ、保料金額等ニ特別ノ制限アリ、外ニ多少ノ特別保料アリ	申込人ヨリ詳細ナル告知、 外務員等ヨリ嚴密ナル報告、 台帳ヲ提出セシム	1	1	1	1	1	
日本	一五歳一四五歳ヲ普通トス	ナ	有診査保料ト同額ヲ普通トス	申込人ヨリ有診査保料ニ於テ告知セシム、外務員等ヨリ嚴密ナル報告ヲ提出セシム、台帳ヲ提出セシム	經育生命ニ於テ死亡ニ至ルハ、 於テハ、 死亡ニ至ルハ、 女子一〇八歳ヲ示セリ (保險金額)	新契約ニ於ケル無診査保料ノ割合ハ、會社ノ方針ニ依リ、 最高八割五分、最低一割、 保險金額ニ於テ最高七割、最低五分ヲ示セリ	無診査保料取扱外務員ニ特別ノ要求スルヲ普通トシ、其ノ例左ノ如ク、 一、專業外務員 二、會社所屬ノ外務員、養成所卒業、 一定期間以上其ノ會社ノ業務ニ従事シ、支店長等ノ推薦アル者 三、成績優秀ナル者 四、申込書ニ記載シ、無診査保料契約ノ有無ヲ記入セシムルヲ通例トシ、 一定期間(一ケ年)以内ニ、無診査保料契約アル場合ニハ、無診査ヲ要求シ、或ハ契約ニ變更セザルモノ多シ	無診査保料外務員手数料ハ有診査ノ場合ト同一トス 無診査保料契約ニ依リ、契約高率、 四割五五分	1	

裏面白紙

米國ニ於ケル無診至保社(一九二五—〇一五現在)

(一九二五年一月米國生保社販賣
研究所發行特別報告書第九十四號ヨリ)

一、無診至保社實施會社數

生保會社一三五社中五〇社アリ

二、保社金額總額

保社金額高(以五ノ如シ)

五千弗
三千弗
二千五百弗
一千弗
五百弗

二社
一社
九社
九社
七社
一社

三、創設期間

ナシ

四、加入年齢

十五歳乃至四十五歳
五歳乃至四十五歳
十歳乃至四十五歳
十歳乃至四十歳
十四歳乃至四十五歳
十六歳乃至四十五歳
十七歳半乃至四十五歳半
十八歳乃至五十歳
十八歳乃至四十五歳

二社
三社
二社
二社
二社
二社
一社
一社
一社

五、被保者ノ性別

男、女共ニ契約スルモノ

二八社

男子及獨立生計ヲ營メル女子ニ限ルモノ
男子及病身女子ニ限ルモノ
男子ノミ契約スルモノ

六社
三社
四社

六 被保険者ノ選擇

申込人ヨリ有診査保険ニ於ケル告知書ノ外特別ノ告知書ヲ徴シ更ニ外務員ヨリ嚴密ナル報告書ヲ提出セシメ弱體者ノ加入ヲ拒否ス特殊ノ場合ニハ診査ヲ要求スルモノアリ(全申込ノ一五%)

七 他社ノ無診査保険契約ノ考慮

申込書ニ他社トノ無診査保険契約ノ有無ヲ記入セシムルヲ通例トシ、一定期間以内ニ他社ト無診査保険契約アル場合ニハ診査ヲ要求シ或ヒハ契約ニ懸ゼザルモノ多シ(其ノ期間ハ一ケ年ヲ通例トス)

八 外務員ノ制限

外務員ニ制限ヲ附セザルモノ

一六社

無診査保険外務員ニ特定ノ資格ヲ要求スルモノ

一七社

右資格ヲ例示スレバ左ノ如シ

- (一) 専業外務員
- (二) 會社所屬ノ外務員養成所卒業者
- (三) 一定期間(六ヶ月又ハ一ケ年)以上其ノ會社ノ業務ニ從事シ且支店長又ハ總代理店主ノ推薦アル者
- (四) 成績優秀ナル者

九 外務員手数料

無診査保険外務員ニ對スル取扱手数料ハ有診査ノ場合ト同一トス

一〇、經費ノ節約

無診査保険ノ實施ニ依リ、概シテ經費ノ節約ヲ爲シ得タルモノ一契
約富リ節約額左ノ如シ

五 弗 一〇 社

四 弗 六 社

三 弗 半 二 社

三 弗、二 弗、一 弗 各 一 社

一一、無診査保険ノ業績

新契約ニ於ケル無診査保険ノ割合ハ會社ノ方針ニ依リ區々ナルモ
件數ニ於テ一割乃至八割五分、保険金額ニ於テ五分乃至七割ヲ占

ム

生育生命ノ無診査保歴死亡経験（一九三一—一九三八）
 （生育生命ア一サー・ハンタ氏ト、）
 A・B・A 誌一九三〇年五月號所載

一、経過年級別確定對實際比率（確定死亡率ハ同社ノ男女合併標準表ニヨル）

経過年級別	男		女		備考
	件数	金額	件数	金額	
一	一三五	一三三	九一	八四	町及田舎ハ都市ヨリ良好 女子ハ男子ヨリ良好 女子有診査對無診査比率ハ
二	一四九	一五一	一一三	一一三	
三	一四一	一五四	一〇二	一〇七	件数 一二〇% 金額 一二五%
六	一六五	一八二	一二〇	一三〇	
計	一四四	一五三	一〇五	一〇八	

二、加入年級別確定對實際比率（確定死亡率ハ同社ノ男女合併標準表ニヨル）

加入年級別	男		女		備考
	件数	金額	件数	金額	
一〇—二九	一二五	一二五	八六	八七	
三〇—三九	一三八	一四五	一〇八	一一二	
四〇以上	一九五	二一四	一三九	一四三	

三、死因別比率（有診査對無診査）

死因	男		女		備考
	件数	金額	件数	金額	
結核	一〇一	一二五	一七	一七	一、虚偽ノ表示及重要事項隠蔽等告知義務違反ト認メラル、モノ多シ 二、肺炎及傷害ノ死亡率ニ於テモ無診査ハ有診査ヨリ高率ナルモ其ノ理由不明 三、逆選擇ノ結果ト認メラル、
心臓病	二三〇	一七一	一五	一五	
腎臓病	二七七	一五四	一三	一三	
肺炎	一四八	一三八	一三	一三	
傷害	一六五	一三八	一三	一三	
その他	一七〇	一七〇	一七	一七	

明治三十九年度末迄の全普通保険者及状況

会社名	種別	件数	保費金額	一件平均保費金額	普通保険ノ前エ對スル有、無ノ百分比
ライプツヒ・ヘンメルメニア 生保會社	普通保険 有診室 簡易保険	一七六六三〇 二四四一〇 一五二二二〇 一四二五五九	二五〇五四四六九 一一三三〇九八一四 一三七二三三六五五 一〇八二〇一六一六	一四一八 四六四二 九〇二 七五九	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇
アルゲマイネ シンテナンスタルト 生保會社	普通保険 有診室 簡易保険	五六六〇八 一七九三六 四四六七二 一六五四六	二二六四七六八七 九一三八七八四 一三三〇六九八二三 一九五七七四三四	四〇〇〇 七六五六 三〇一四 一五五	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇
カールスル・ヘル 生保會社	普通保険 有診室 簡易保険	八四三〇七 九七四四五 八六八六二 一三二一八四	ライヒス馬克 由六七九一八八三 五四一九五六一一八 二〇四八三三七六三 七九四二二八九七	四〇五二 五三六二 二三五八 K〇一	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇
ノルドスタールン 生保會社	普通保険 有診室 簡易保険	二一八九三三 八四〇九五 一三四八三九 八八五五八	六五七〇三四八〇九 五一〇〇四一六八七 一四六九九三一二二 三〇二七二一一三	三〇〇一 六〇六五 一〇九〇 三四二	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇
ハンブルグ・ マンハイマー 生保會社	普通保険 有診室 簡易保険	K二八二二〇 一 五二一九五四	四九六一九六三〇〇 一七九九二〇一五二 三一五二七六一四八 一六四二二二一九八一	七八八 一 三二一	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇
通達ベロル 生保會社	普通保険 有診室 簡易保険	一〇二二二八 三九二一二 六三四一六 二一三九六〇七	ライヒス馬克 三二二八二五四二七 一五七二〇八八四二 一六四四一六五八五 六七〇二二七四一一	三二二 四〇一四 二二九三 三一一	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

第2ニ於ケル無診症及有診症係員料率比較（消費生保係局）

（保費金一〇〇〇圓克ニ對スル年保係員料）

加入年齢	終身保費（無診症）				終身保費（有診症）			
	10年	15年	20年	25年	10年	15年	20年	25年
二〇歳	4021	2672	2464	2174	3778	2787	2306	2029
二五歳	4404	3162	2713	2402	4100	3027	2509	2114
三〇歳	4880	3637	3040	2705	4529	3353	2789	2371
三五歳	5474	4195	3443	3084	5062	3763	3146	2605
四〇歳	6131	4820	3915	3538	5682	4254	3585	2927
四五歳	6869	5528	4480	4098	6409	4854	4133	3374
五〇歳	7733	6371	5200	4838	7236	5554	4818	4070
五五歳	8772	7331	6166	5738	8166	6398	5676	4870
六〇歳	10103	8525	7346	6838	9217	7434	6676	5885

(註) 有診症係員モ無診症係員モ同一料率ニヨルモ無診症係員ニアリテハ最初ノ十年間保費金額ノ千分ノ五ニ相當スル割増保費料ヲ徴收スルノ例アリ

無診査生命保険申込書ノ様式(英國)

何々保險會社

無診査生命保險・務ノ保險申込書

<p>保險種類 配當付、配當額ノ別 保費料年、半年、三ヶ月、短期、長期、別 保費料全額、別</p>	<p>一 (イ) 生命保險ニ申込シテ人ノ氏名(以下)被保險者ト稱ス (ロ) 既婚者ト稱ス 注 又ハ氏名及ビ夫ノ職ヲ記シテ下 ナリ (イ) 出生ノ日及ビ場所 (ロ) 支拂前ニ年付ノ証明ヲ必 要トス (ハ) カラ之ハ最初ニ証明シ (ニ) 要 (ホ) 注</p>	<p>二 被保險者ハ書テ重キ疾患又ハ喫煙ニ係リタルコトアリヤ。若シアラドセバ日附反ビ願末ヲ記シテ下シイ。</p>	<p>三 (イ) 被保險者ノ健康狀態、通常良好ナルヤ (ロ) 現在、病狀ナシヤ (イ) 被保險者ハ絶對禁酒ナルヤ (ロ) 常ニ禁酒ナルヤ</p>	<p>四 (イ) 被保險者ハ外國ニ居住セシヤ。若シアラバ其ノ時、所、期間ヲ記シテ下シイ。 (ロ) 被保險者ハ外國ニ行キ若シハ高他 國ニ行キ若シハ見込ミ或 若シアラバ其ノ時、所、期間ヲ記シテ下シイ。 (ハ) 被保險者ハ其ノ時、所、期間ヲ記シテ下シイ。 (ニ) 被保險者ハ其ノ時、所、期間ヲ記シテ下シイ。 (ホ) 被保險者ハ其ノ時、所、期間ヲ記シテ下シイ。</p>	<p>五 (イ) 被保險者ハ本社又ハ他社ニ保費申込シタルコトアリヤ。 (ロ) 若シアラバ、會社名、申込ミ ノ日、及ビ若シハ、會社名、申込ミ 入シテ下シイ。 (ハ) 被保險者ハ本社又ハ他社ニ保費申込シタルコトアリヤ。 (ロ) 若シアラバ、會社名、申込ミ ノ日、及ビ若シハ、會社名、申込ミ 入シテ下シイ。</p>
<p>.....</p>	<p>.....</p>	<p>.....</p>	<p>.....</p>	<p>.....</p>	<p>.....</p>

17. 4. 28 會社用

七 被保險者ノ家庭唇氏名及住所

八 照會ヲ發スベキ二人ノ親友(申込保險ニ係關係ノモノ)ノ住所氏名及ビ職業

住所：……
氏名：……
職業：……
知己期間：……

九 (イ) 被保險者ノ (一) 身長 (二) 體重

(ロ) 遺重ノ傾向(増、減、不變)ノ別

(イ) (一) フヒート …… イン
(二) ストーン …… バラント
(ロ) ……

十 被保險者ハ同位酌減額ヲ有スルヤ

十一 (イ) 被保險者ハ遺遺セシヤ (ロ) 被保險者ハ天給遺ニ屬シヤ

(イ) ……
(ロ) ……

十二 過去五年間ニ於テ被保險者ガ一週間以上弱氣ノ爲ニ休業シタルハト何同アラヤ

十三 被保險者ハ書テ左記疾病ニ罹カラタムコトアラヤ

- (一) 心臓
- (二) 肺
- (三) 肝臓
- (四) 腎臓
- (五) 其他重要ナル器官

(イ) ……

(ロ) ……

- (ハ) 氣絶、瘧疾又ハ神經性痙攣
 - (ニ) 吐血、其ノ他ノ出血
 - (ホ) 聾耳
 - (ヘ) 結核病
 - (ト) レウケミア及ビ瘧疾
 - (チ) 其ノ他ノ疾病、災害、或ハ外科手術
- 若シアラトセバ、日附、(遺) 疾病、期間及ビ治療(若シアラトセバ)

(ハ) ……
(ニ) ……
(ホ) ……
(ヘ) ……
(ト) ……
(チ) ……

十四 血統。被保險者家族ノ各員ニ就テ次段ノ事項ヲ委細詳記シテ下サイ

親類	年 齢	健 在 ナ レ バ		死 亡 ナ ラ バ		
		○健康状態	○健康状態	死亡年齢	死因	疾病期間
父						
母						
兄弟						
姉妹						

○健康良好ナラザラダトキハ缺陷ノ性質ヲ記入シテ下サイ。

十、被保險者ノ近親ニ發狂又ハ肺病ニ因ル
死亡又ハ患者ヲ出シタルコトアリテ若シ
アリトセバ詳細ニ記入シテ下サイ。

.....

宣 言

係險申込人トシテ拙者（被保險者）ハ一乃至十五ノ前記質問ニ對スル答ハ凡ユル
點ニ於テ眞實且ツ正當デアルコトヲ茲ニ宣言仕候。且ツ此ノ申込書及ビ宣言ガ拙
者ト何々係險會社トノ間ノ契約ノ基礎タルコトヲ同意仕候

年 月 日

署 名 印

注意 本社ハ取締役會ガ本申込ヲ 承諾シ且ツ印刷シタル受取證ヲ第一回
保險料ト引換ヘニ發行スルマデハ本申込ニ關シテ何等ノ責ニ任ゼズ。

（備 考）質問事項九以下ハ無診査保險ニ特有ノモノトス。

民間會社卜簡易保險ノ經過年數別死亡率比較

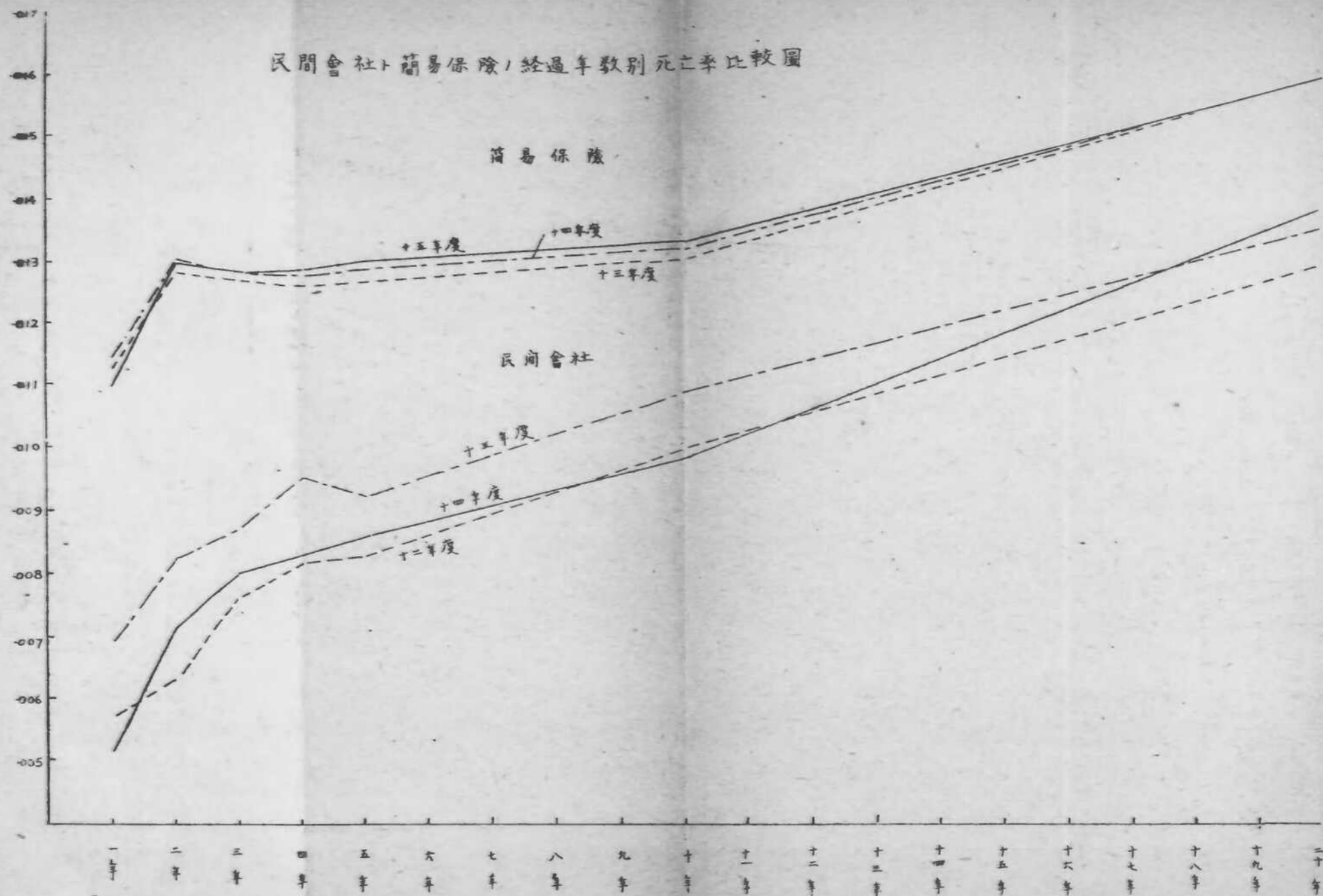
經過期間	簡易保險ノ死亡率		民間會社ノ死亡率		簡易保險ノ民間會社ニ對スル割合	
	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十二年度	昭和十四年度
一年以内	0.099	0.057	0.068	0.051	1.925	1.595
一年	0.129	0.063	0.082	0.071	2.041	1.572
二年	0.137	0.072	0.087	0.083	1.677	1.044
四年	0.183	0.081	0.085	0.083	1.570	1.345
五年	0.228	0.083	0.082	0.086	1.562	1.399
十年	0.335	0.100	0.099	0.092	1.324	1.218
二十一年	0.605	0.130	0.136	0.103	1.229	1.278

民間會社卜簡易保險ノ生年別死亡率比較 (昭和十四年度)

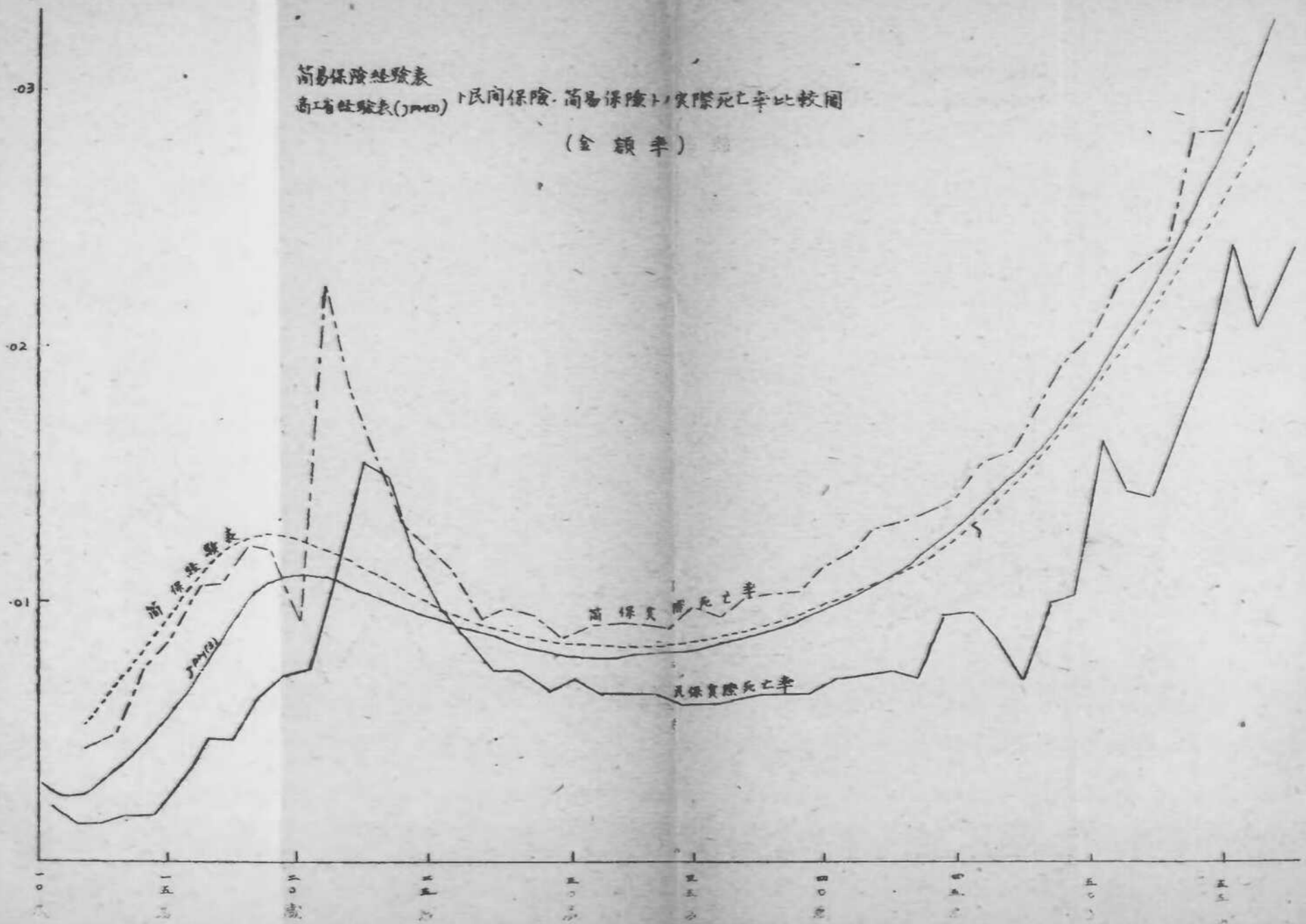
年齢	簡易保險死亡率		民間會社死亡率		割合	保險金額
	件數	保險金額	件數	保險金額		
一二歳	0.038	0.043	0.016	0.013	2.431	3.115
一五	0.077	0.082	0.036	0.030	2.121	2.817
二〇	0.096	0.094	0.073	0.073	1.302	1.298
二五	0.110	0.110	0.097	0.097	1.134	1.238
三〇	0.083	0.087	0.073	0.078	1.139	1.252
三五	0.093	0.098	0.078	0.084	1.137	1.233
四〇	0.135	0.114	0.075	0.070	1.367	1.617
四五	0.128	0.111	0.093	0.097	1.369	1.454
五〇	0.120	0.120	0.132	0.155	1.170	1.231
五五	0.208	0.228	0.226	0.254	1.146	1.154
六〇	0.420	0.415	0.314	0.384	1.342	1.451
計	0.155	0.151	0.100	0.124	1.492	1.594

(17.4.21)

民間會社と簡易保險の經過年数別死亡率比較圖



裏面白紙



裏面白紙



月下) 印州

(一六、四、二一) 議

民間無謫至保險實施計畫ニ對スル官局意見

大藏省主理局ニ於テハ民間生保會社方面ヨリノ要請ニ基キ千圓乃至三千圓程度ノ無謫至保險ヲ認可セントスルヲ情勢ニ在ルモ、若シ此ノ際當局ニ於テ之方實施ヲ試認セシカ、將來保險金最高額限額ノ引上ヲナスニ當リテハ結局官民同一分野ニ於テ競合スルコトトナリ、簡易保險事業ノ獨占ハ此ノ範圍ニ於テ侵蝕セラレ簡易保險ノ意義ニモ重大ナル影響ヲ及ボスコトトナルヲ以テ無謫至保險實施計畫ニ對シテハ此ノ點當局トシテモ充分ナル對策ヲ講スルノ要アルモノトス。

第一条

民間生保會ニ於テ當歸秘底ヲ理由トシテ無謫至保險ヲ實施セントスルナラバ、專口商營保險トシテ二十有六年ノ長キニ涉リ無謫至保險ニ絶無深キ簡易保險ニ於テ之ヲ行フヲ妥當ナリト信ス

第二条

無謫至保險ノ範圍ヲ二千圓以上トシ、簡易保險トノ限ニ千圓ノ額ヲ

詢クルコト

(註)一、無謫至保險ノ最低額限額ヲ二千圓トスルトキハ今日既に簡易

保險ノ最高額限額ヲ明示スルノ趣アリ

二、民間生保會ニ於テハ千圓乃至二千圓程度ノ契約ガ新契約ノ

大半ヲ占ムル現状ニ照シ、民間無謫至保險ヲシテ有名無實

ナラシムル結果トナル

第三条

條件ヲ附シテ無謫至保險ノ認可ニ同意スルコト

即チ

將來簡易保險ニ於テ最高額限額ノ引上ヲ爲シタルトキハ之方實施ノ時ヨリ右限度迄新契約ヲ停止スルコトトシ、公文ヲ以テ明カニ此ノ點ヲ協定シ置クコト

(註) 本条ニヨリ無謫至保險ノ實施ヲ認ムルトキハ將來簡易保險ノ最高額限額引上ハ若シク困難トナルベシ



民間無診査保険實施計畫ニ對スル當局對策

大藏省監理局ニ於テハ民間生保會社方面ヨリノ要請ニ基キ千圓乃至三千圓程度ノ無診査保險ヲ認可セントスルノ情勢ニ在ルモ若シ此ノ際當局ニ於テ之ガ實施ヲ默認センカ。將來保險金最高制限額ノ引上ヲナスニ當リテハ結局官民同一分野ニ於テ競合スルコトナリ。簡易保險事業ノ獨占ハ此ノ範圍ニ於テ侵犯セラレ簡易保險ノ意義ニモ重大ナル變革ヲ來タスコトトナルヲ以テ無診査保險實施計畫ニ對シテハ此ノ際當局トシテモ充分ナル對策ヲ講ズルノ要アルモノトス。

第一案

民間生保側ニ於テ醫師拂底ヲ理由トシテ無診査保險ヲ實施セントスルナラバ、寧ロ國營保險トシテ二十有六年ノ長キニ涉リ無診査保險ニ經驗深キ簡易保險ニ於テ之ヲ行フヲ妥當ナリト信ズ
而カモ三千圓程度ノ無診査保險ハ簡易保險ニ於テモ之ガ實施ニ付充

第二案

無診査保険ノ範圍ヲ二千圓以上トシ、簡易保険トノ間ニ千圓ノ間ヲ設クルコト

(註)一、無診査保険ノ最低制限ヲ二千圓トスルトキハ今日既ニ簡易保険ノ最高限度ヲ明示スルノ據アリ

ニ、民間生保側ニ於テハ千圓乃至二千圓程度ノ契約ガ新契約ノ大半ヲ占ムル現状ニ照シ、民間無診査保険ヲシテ有名無實ナラシムル結果トナル

第三案

條件ヲ附シテ無診査保険ノ認可ヲ同意スルコト
即チ

將來簡易保険ニ於テ最高制限額ノ引上ヲ爲シタルトキハ之ガ實施

ノ時ヨリ有^右限度迄新契約ヲ停止スルコトトシ、公文ヲ以テ明カニ
此ノ點ヲ協定シ置クコト

(註)

本案ニヨリ無診査保険ノ實施ヲ認ムルトキハ將來簡易保険
ノ最高制限額引上ハ著シク困難トナルベシ

秘

民間無診至保陸實施計畫ニ對スル當局意見

無診至保陸ハ無診至保陸トシ、民間生命保陸ハ有診至保陸トシテ今日マ
テ共ニ顯著ナル發達ヲ達ゲツツアルガ、此ノ度民間保陸ニ無診至保陸
ヲ認可センカ、茲ニ認可セル保陸料ノ月掛額ト相俟ンテ

一、官民兩事業ハ全ク性質ヲ同ジウスル生命保陸ヲ營ムニ至ルコト

二、現下ノ民營保陸ノ現況ニ徴スルニ、千圓程度ノ契約總半數ヲ占ムル

コト

ノ二點ヲ考慮スルトキバ、茲ニ官民兩事業ハ千圓程度ノ無診至保陸ヲ
中心トシテ相争フノ情勢ヲ誘致スルニ至ルヤ必至ニシテ、此ノ事タルヤ
生命保陸事業全體ノ健全ナル發達ニ重大ナル障礙ヲ來スモノト斷フコ
トヲ待ベシ

憲法セラルル民間債取附要旨

- 一、民間債取附係債権ハ同義債取附ノ反バザル範圍ニ付實施セントスルモノニシテ何等ノ義債取附トハ推測スルモノニ非ズ
- 二、債取附取附ノ今日止ムヲ待ズ無診査係取附ヲ實施セントスルモノナリ
- 三、現在專業債ノ節減ハ極力之ヲ實行シ居ルモ更ニ無診査係取附ヲ實施シ債取附取附費ヲ節減シテヨリ一層專業債ノ節減ヲ圖リ以テ專業ノ合適化ヲ圖ラントスルモノナリ

(註)

債取附取附ハ係取附金千圓當り二圓程度ナリ



民間無診査保険実施計畫と之が對策

一、民間無診査保険の内容

保險銀行時報の報ずるところに依れば民間生命保險會社に於ては、無診査保險實施の意向あり未だその方針は確立せられざるが如きも大體其の内容は左の如し

イ、保險金額

一千圓乃至三千圓

ロ、削減期間

三ヶ年

右期間内は應過年數に應じ處定の保險金額削減を行ふものとする
ハ、有診査保險希望の内に就いては從來通り削減期間を附せざる生命保險を提供すること

二、民間無診査保險實施の理由

イ、簡易保險に於ける保險金額最高額限額千圓引上げに對する對策としてこれを實施せんとするに至りたること

ロ、醫師拂底の打崩策たること

ハ、專業費統制に對する對策たること

（無診査に依り醫的診査費を消納し幾分けても專業費の低下を計らんとす）

三、民間無診査保險に對する當局意見

一、簡易保險は無診査たることをその重要な特徴とせるが、今突如として普通保險に無診査保險を認可するとせば、官民兩保險に於ける分野混濁の第一歩を踏み出すものにして、若しそれ月掛無診査制にして實施されんか、この傾向に拍車をかくるに至るべきこととは必至なり

（二）簡易保險に於ける保險金額千圓引上げは、最終的のものに非ずして民間保險未整理の狀況を考慮し漸進的に一先づ其の最高額限額を

決定したるものなるが將來に於ける物價の上昇及び浮動購買力取
收の緊急性よりすれば將來更に保險金引上げの要あることを俟
たざるところにして今若し民間保險に無診査保險の實施を認むる
ときは此處に官民兩事業間に於ける相剋激化の端緒を拓くに至る
ものと言ふことを得べし

附 則

第一條

無診査保險の實施を阻止すること

第二條

若し第一條不可能ならば無診査保險の最低保險金額を二
千圓とすること

第三條

第一條、第二條共不可能なる場合は無診査保險の實施を
認むるも將來保險金の引上げをなしたる場合はその範圍
内に於ける民間無診査保險の新契約を中止せしむること

一、沿革

近代の基礎に依る無診査保険は約三十年前に英國で創始さる。以來漸次歐米各國に傳はり第一次大戰後の物價騰貴時代に入りて全盛期を現出し北米合衆國に於てはそのまゝ今日に及び、獨逸に於ては既に衰退期に入りつゝある。

二、創始の理由

一、醫師の不足

二、診査費の節約

三、診査の信用し得ざる場合の少からざること

四、契約締結手續の迅速を期すること

五、診査を欲せざる人士の勧誘に便すること

三、諸種の制限

(A) 年齢

最低及最高の年齢制限を設け、之を例へば一五—四〇歳といふが如し

老人病は嚴密なる診査を以てせざればこれを發見すること困難なるを以て高齢者を除外せるもの

(B) 女子

職業婦人、未婚婦人若は未婚職業婦人に限定するものと多し

(C) 保険金額

小額契約に限定する趣旨より最高額限額を設け之を例へば二、五〇〇弗又は三、〇〇〇弗に限定するものと多し

(D) 居住地域

小都會又は郡部居住者に限定するものあり

(E) 代理人

診査省略の結果危険選擇の重責は代理人
れることに因り特定の條件を具備する代
無診査保険募集の有資格者とす

(F) 削減期間

わが簡易保険に近似する削減期間を設く

四、死亡経験

無診査保険に於ける償行は國により會社により區々にして
ことを許されざるも、有診査保険に比較し必ずしも劣つて
言ひ難し。尤も延命ライフのハンター氏の調査に依るに同
る無診査普通保険の死亡経験は概して不良であり、多くは
上廻つてゐる。但し他面に於て事業費が節約され且最高額
あるにより此の二點より多少救はれてゐるものゝ如し。

